

II. 分担研究報告

こども家庭科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）
分担研究報告書

児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究
—里親家庭における養育不調による委託解除までの経過と背景的要因の分析—

研究分担者 引土 達雄（新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究科 准教授）

研究協力者 藤巻 楽々（国立成育医療研究センター 小児内科系専門診療部こころの診療科）

研究要旨

養育不調によって委託解除の背景的要因となる事象を検討することを目的とし、養育不調による委託解除を経験した 9 世帯 10 名の里親にインタビュー調査を行った。その結果、委託された子どもたちのうち、5 名について、愛着障害、自閉症スペクトラムや注意欠陥多動性障害等の診断があり、暴力、盗癖、家族との関係構築の困難さ等の対応困難な行動上の問題が認められていた。里親の回答から、委託される前の交流や、児童相談所による子どものアセスメントや養育者のアセスメントに基づく養育の目的や目標の説明が不十分であることが示された。また、児童相談所、フォスティング機関等の継続的な里親支援体制が築かれていない里親が 4 世帯認められた。また、里親が養育に困難を抱えていても、相談することによって解決できている家族は認められなかった。委託されている子どもたちは、様々な診断と行動上の問題が示されていたが、9 世帯中 6 世帯は子どもへの治療的かつ継続的な支援は受けていなかった。養育の困難さが予測される場合であっても、委託前の不十分な準備と支援体制のなさが、養育不調による委託解除の背景的要因となっていると考えられる。委託前の準備体制や支援体制構築について整えていくことが急務であると考えられる。

A. 研究目的

本研究は、社会的養護における里親等委託が推進される一方で、委託後に養育関係が破綻し、措置解除に至る「養育不調」が重要な課題として顕在化している現状を踏まえ、その要因とプロセスを明らかにし、未然防止および支援体制の強化に資する知見を得ることを目的とする。

2023 年度には、Konijn et al., (2018)¹ の、里親委託の不安定性の要因に関するシステマティックレビューを参考に、養育不調により委託や措置の解除となった事例や養育が継続し

ている事例に関して、里親への質問紙調査を実施した。

その結果、里親になる動機は子どもたちのためになりたいという社会貢献的ニーズと、自身の子どものがほしいという個人的なニーズの 2 つが代表された。養育不調の経験は 8.0%と、先行研究よりも低い割合が認められ、委託解除時の年齢は 3 歳から 6 歳と 13 歳から 18 歳で半数を占める結果となった。委託解除となった理由としては、子どもの行動上の問題に関する記述が最も多かった。委託解除の要因としては

「情緒不安定、行動上の問題の状況」が最も高い数値が認められた。

本年度は、養育不調によって委託解除となったケースについて、そのプロセスを明らかにし、養育不調の要因を分析し、対策を検討するために、インタビュー調査を行った。

最終的には、本調査と同様の視点から調査を行う他の分担研究（ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設・児童相談所・フォスタリング機関への調査）と併せて不調の要因となる事項やプロセスをより幅広い視点から明らかにし、統合した社会的養育システムの観点から、適切なアセスメント、養育環境の選択、必要な支援について課題を整理し改善のあり方について示し、手引を作成することを目的としている。

B. 研究方法

本調査では、事前質問紙調査とインタビュー調査を行った。下記にそれぞれの方法について記述する。

1. 事前質問紙調査

(1) 質問項目

インタビューで尋ねる養育不調によって委託解除となった子どもをAさんとして、性別、委託時の年齢、委託時の在籍、国籍、委託解除時の年齢、委託解除後の措置先、保護の理由、虐待被害の状況、医学的診断の状況、知能検査及び発達検査の状況についての質問項目を設けた。

また、里親の情報として、里親の現在の年齢、Aさんが委託されるまでの経験年数、Aさんが委託されるまでに委託された子どもの人数、Aさんが委託された時の職業、Aさんが委託された時の登録里親についての質問項目を設けた(付録1)。

(2) 調査方法

里親の希望に応じて、担当の自治体、もしくは研究事務局から郵送もしくはメールにて質問紙を配布した。回答した質問紙はインタビュー当日に持参してもらい、当日のインタビューの進行に役立てた。

2. インタビュー調査

(1) インタビューガイド

本インタビューは事前に作成したインタビューガイドを用いて行った(付録2)。

(2) 調査方法

インタビュー形式は対面、もしくはオンラインであった。場所は各自治体所有の会議室、もしくは調査協力者が希望するプライバシーが守られた場所にて、調査協力者が希望する日時に実施した。インタビューガイドを用いた半構造化面接を行い、時間は1時間から2時間ほど要した。インタビュー内容は、調査協力者の許可を得て、対面の場合は音声をICレコーダーで録音、オンラインの場合は録画をした。インタビュー終了後、逐語録に起こした。

3. 調査協力者

調査協力者は、各自治体の児童相談所を通して選定を行った。登録されている里親のうち、2019年4月から2024年3月末までの間で養育不調による委託解除・措置解除の経験があった里親であった9名が調査協力者となった。

4. 調査期間

調査期間は2024年12月～2025年3月であった。

5. 分析方法

結果の表示については、本調査の目的に照ら

し、委託前の認識、委託されてから解除になるまでのプロセスを考える上で、委託開始から委託解除までの期間において、養育不調による委託解除の背景的な要因を考える上で重要な事象となる語りを抽出した。時期については、委託前の「委託時点の状況（Aさんの状況、里親の状況、実親の状況、委託・措置の選定先の里親の認識）」、委託の準備である「マッチング・交流」、委託が始まってから委託解除までの「委託当初」、「委託経過中」、「養育不調に気が付いた時」、「養育不調が児童相談所に共有されたとき」、「委託解除までの期間」、「委託解除時」、「委託解除後」と時期を分けて捉えることとした。

（倫理面への配慮）

回答者と研究対象となった委託・措置されている子どもの匿名性を厳密に確保した。新潟青陵大学倫理審査委員会の承認（承認番号：第203号）を得て実施した。

C. 研究結果

表1は調査協力者と不調により委託解除となった子どもの状況をまとめたものである。

1. 調査協力者と委託解除となった子どもの概要

（1）調査協力者の年齢と性別

参加した里親は、40代が2名、50代が6名、70代が2名であった。性別は、男性が2名、女性が8名であった。

（2）委託時と委託解除時の里子の学年

「就学前～高校生」の委託期間の子どもが1世帯、「就学前～就学前」の子どもが3世帯、「小学校低学年～小学校高学年」の子どもが2世帯、「小学校低学年～中学生」の子どもが1

世帯、「中学生～中学生」の子どもが1世帯、「中学生～高校生」が1世帯認められた。

（3）委託解除となった子どもの性別

男子が3世帯、女子が6世帯であった。

（4）委託解除となった子どもの行動上の問題について

委託解除となった子どもの行動上の問題は、「盗癖、過食」、「知的障害、他児との里母の取り合い」、「夜尿、里親との関係構築の困難さ」、「多動衝動性、保育園での暴力、里親との関係構築の困難さ」、「里親との関係構築の困難さ、学校で暴力をふるう、盗癖」、「里親や実子との関係構築の困難さ」、「嘘をつく、盗癖、里親との関係構築の困難さ、里親への暴力」、「里親や実子との関係構築の困難さ」「里親との関係構築の困難さ」が認められた。

2. 里親と委託されている子どもへの支援

（1）里親へのフォスタリング機関からの継続的支援

フォスタリング機関からの継続的支援があった世帯が4世帯であった。継続的支援がなかった世帯が5世帯であった。

（2）委託解除となった里子への児相・フォスタリング機関からの継続的支援

里子への児相・フォスタリング機関からの継続的支援があったと回答した里親家庭は2世帯であった。児相・フォスタリング機関ではなく、民間の支援（医療機関）の支援を受けた里親世帯が1世帯であった。里子への児相・フォスタリング機関からの継続的支援のなかった里親家庭が6世帯であった。

3. 委託時点までの里親の状況

(1) 調査協力のあった里親の職業と家庭内の里親登録状況

表 1 に示す。「里父：正規雇用、里母：非正規雇用」が 2 世帯、「里母：非正規雇用、里母の夫：正規雇用、里親登録なし」が 1 世帯、「里父：正規雇用、里母：専業主婦」が 1 世帯、「里母：正規雇用、里母の夫：正規雇用、里親登録なし」が 1 世帯、「里母：正規雇用、里母の夫：里親登録なし（職業回答なし）、里母の実母が里親登録」が 1 世帯、「里父母：非正規雇用」が 1 世帯、「里母：非正規雇用、配偶者なし」が 1 世帯、「里父母：正規雇用」が 1 世帯であった。

(2) 登録里親の種類

表 1 に示す。養育里親のみが 7 世帯であった。養子縁組里親と養育里親どちらにも登録している里親が 1 世帯認められた。また、里母が専門里親であり、里父が養育里親の登録をしている里親が 1 世帯であった。

(3) 実子の有無

表 1 に示す。実子がいる里親家庭は 7 世帯であり、実子がいらない里親家庭は 2 世帯であった。

(4) A さんが委託される時点の受諾人数

表 1 に示す。委託解除となった子どもが委託される時点の委託経験者数については、0 名が 3 世帯、1 名が 2 世帯、3 名が 1 世帯、4 名が 2 世帯、6 名が 1 世帯であった。

3. 委託時点までの A さんの状況

(1) 保護となった理由

表 1 に示す。それぞれの世帯の子どもが保護された理由は、「父母の未婚、養育拒否」、「ネグレクト、保護者の死亡（祖母）、児童の問題

による監護困難」、「保護者の放任もしくは怠惰、母の虐待もしくは酷使」、「保護者の精神疾患、母の虐待もしくは酷使、児童の問題による監護困難」、「父母の未婚、養育拒否」、「母の虐待もしくは酷使、養育拒否」、「保護者の行方不明、父母の離婚、父母の不和、保護者の精神疾患、保護者の放任もしくは怠惰、母の虐待もしくは酷使、養育拒否」、「児童の問題による監護困難」、「母子関係の悪化による本人の希望」が認められていた。

(2) 医学的診断の把握について

表 1 に示す。医学的診断がなかった子どもが 4 名あった。

「注意欠陥多動性障害・自閉症スペクトラム障害」の 2 つの診断のあった子どもを委託された里親家庭が 2 名であった。「知的障害」が 1 名、「愛着障害」が 1 名であった。また、委託後に「知的障害・注意欠陥多動性障害・脱抑制性愛着障害」の診断がなされた子どもが 1 名認められた。

(3) 知能、発達検査の結果の把握について

表 1 に示す。ウェクスラー式知能検査（WISC-IV、もしくは V）において、全検査 IQ は「71－80」が 1 名「91－100」が 1 名、「121－130」が 1 名であった。田中ビネー V において IQ が「61－70」が 1 名認められた。「受けていない」と回答した里親家庭が 2 世帯認められた。「受けたかどうかわからない」と回答した里親家庭が 2 世帯認められた。「受けたが結果は知らされていない」と回答した里親が 1 世帯認められた。

(4) 里親養育不調による委託解除の経験

調査協力者に委託される前に委託解除になっていた子どもが 1 名いた（里親 G）。

4. 委託時点の実親の状況

実親の未婚が3世帯（里親 A,D,E）、離婚が3世帯（里親 F,G,I）、家族状況の不明が3世帯（里親 B,C,H）であった。また、交流があるのは2世帯（里親 F,D）であった。子どもの実親に疾患や障害があり、そのことが保護の理由となっていると回答した里親は2世帯（里親 B,D）であった。

5. 子どもの委託・措置先の選定に関する里親の認識

（1）委託された里親家庭にしか委託できないと説明された

「（里子となる子の行動上の問題は）控えめに（説明され）〇〇さんにしかお願いできる人がいないと依頼された」（里親 G）や「（現在の時期やその他の施設や里親において当該の）里親以外の選択肢がなかった」（里親 I）という語りが認められた。

（2）期間限定で委託されながら伝えられていた期間を過ぎていた

「最初は1年だけっていう約束で委託」（里親 F）という語りが認められた。

（3）希望の年齢と異なる子の委託の打診

「委託の希望は小さい子というイメージでありましてその旨も伝えさせていただいていたので、まずはその中学生の方の打診があるとは思っていなかったんですけども・・・、私達家族で力になれるのであればということで、まずは会ってみようかなというところで、Aのお話伺おうかなと思って。びっくりはしたんですけども、大きい子だからということで特段そのお断りする理由までは見当たらなかったものですから前向きに引き受けさせていただ

うかなと思って」（里親 I）や「一応希望としてはあんまりちっちゃい子は仕事やめられないんで、無理だっていうのは伝えんですけど、小学校低学年ぐらいまでがいいかな、幼稚園から小学校低学年ぐらいまでだったらいいかなとは言ったんですけど、でも全部中学生が駄目っていうわけではないって伝えてあったので、中学生になっちゃったのかなというのはありますけど」（里親 H）という語りが認められた。

6. マッチング・交流

（1）短い期間での委託

「お話が来たのが11月で、その2週間後からもう急に住む話になってって・・・何か本当に慌ただしく、2週間準備したかなっていう感じでした。・・・やっぱり家庭の中での受け入れの準備や、実子がやっぱり男の子なので、性別の違う子を受け入れるに当たって、専用のお部屋も整えてあげないといけないですし、あと学習机ですとか、そういったものも用意しないといけなかったんで、もう本当、ネットでポチポチと、いろんなものを買い漁ったような記憶があります。」（里親 I）という語りが認められた。

（2）書類を見て、委託を受けるかを確認されたからの交流

「まず年齢と最初は名前を伏せてあったんですね。その受けますって言うまでは名前伏せますって言われて、中学〇年生っていうことと、あと、ASDとADHDの傾向がある・・・交流のその前に受けますって返事をしています。はい、してます。」（里親 H）という語りが認められた。

（3）マッチング段階で断ることで今後委託の打診が来なくなる不安で委託を受けた

「私里父としては一応納得して委託受けようと思えたんですけども、・・・100%ではなく、なんか多少引っかかるところあるけども、やってみて何とかかなるかなみたいな感じで始めたけれども、結果的に何ともならなかった。・・・このマッチング段階で、仮にこの子はちょっと家では難しいですっていうので、断った場合です、じゃあ、次の機会が本当にあるのかな。誰も答えはわからないと思うんですけど、何かそこが不安って言いますか。・・・多分表向き断ったからもう次ないですっていうふうには、ルールにもなってないですし、そういうことを公言はされてないと思うんですけども、・・・見えにくい部分があるので、何かそこら辺もそういう短期間で紹介するとか、長く養育できるっていうような環境を作っていく上では大事な話なのかなって」(里親 C) という語りがあった。

7. 委託当初

(1) 家庭内での行動上の問題

「もうお会いして、ちょっとはいい子のままだったけどすぐにもう。じきにだんだん泣き叫び出てくるし、地団駄が出てくるし。もう家中揺れるぐらいの地団駄踏んで・・・ 嘘がもう平気で出てくるということと、人のもの自分のものっていう、何かそういう区別もあんまり。とにかくあらゆる点で、私の知っている子どもじゃなくなっちゃったんです」(里親 G)、「食事が好き嫌いが結構あって、出したものを、苦手なものがあると、2時間ぐらいずっと(食べる、食べないとぐずって) やってるんですよ」(里親 D)、「過食がひどかったです。底なしに食べます。吐くまで食べます」(里親 A)、「急にそういう暴言を吐かれてしまったもので長男もちょっとイラッとしちゃったんですね。・・・(里子が) 家出するって言って出てっ

ちゃった」(里親 H) という語りが認められた。

(2) 保育・幼稚園・学校での行動上の問題

「保育園にすぐ行ったんですけど、保育園でもほかの子に手を出したりとか、先生に手が出たりとか、最初だから落ち着かなくて、情緒がすごいあれでしたので、ちょっとしたことで怒りだして暴れるみたいな感じ。・・・委託されてから2週間後に1回無理ですって児童相談所に電話したんですけど、その後、結局1ヶ月ぐらい元いた児童養護施設に戻ったんですけど、そこで担当だった主任みたいな方とお話ししたときに、うちでもちょっと職員に手を出してますって」(里親 D)、「(幼稚園から) とにかく物を盗って帰ってくる。積み木とか折り紙がリュックの中にいっぱい詰め込まれて帰ってくる。・・・男性の先生は隙あらば膝に乗りに行ったり、担任の先生じゃない先生にまで、男性の先生とのスキンシップが多いつて。」(里親 A)、「そうですね。友達の首を絞めたり、顔に砂かけたり。・・・見たことない自転車乗ってるなって・・・その(交通)事故のときは夕方、私の携帯に学校から電話がかかってきて信号無視。・・・」(里親 E) という語りが認められた。

(3) 委託後に委託された子どもの診断名を知らされた

「診断は結局、多分委託を受ける時点ではついてなかったと思います。うちに来て・・・〇月に検査をしているので、そこで軽度の知的障害と、注意欠陥多動と、脱抑制性の愛着障害だっという話だったかな」(里親 B) という語りが認められた。

8. 委託経過中

(1) 継続する家庭内での行動上の問題

「まあ中学行くまで預かりましたけども、嘘と盗みですねそれは治らなかったですね。家の中でお金なんかもやっぱね・・・だから本当に最後はお金の管理もちゃんと鍵、部屋に鍵かけたり。なんか入れ物なんかも罪を犯させないようにっていう。本当にそこまでしなければならなくなりましたね」(里親 G)、「買ってないものがあつたりとかしたので、どうしたのって言ったら、いや、お小遣いで買ったよっていややってないよねって、お金に関しては最初からありました。娘の財布から抜いてたりとか」(里親 E) という語りが認められた。

(2) 継続する学校に関する問題

「(小学校の頃の) 担任の先生が、とても自分の枠にきちっとはめたい先生女の先生だったんですね。それで先生と対立してしまって、まるで女番長みたいに彼女なって。他に 2 人のお友達の女の子を従えて、もうノッシノッシと歩くっていう、本当にすごかったです。・・・結局みんなから外されちゃったっていうか。そんな感じで学校行けなくなっちゃったんです」

(里親 G)、「私は謝ったけど許してくれなかったからあいつが悪いって言うんですよ。で、その子をワッと責めちゃって、その子が学校に来れなくなっちゃった・・・A のせいで、うちの子は学校行けなくなってるし、うちの子をこれ以上追い詰めて、うちの子が学校で倒れて救急車で運ばれたのも A ちゃんのせいでしょっていうことになり。で、これはまた大変だと。」

(里親 A) という語りが認められた。

(3) 他児との里母の取り扱い

「一番下の男の子(実子) なんですよ。なんか、登下校が一緒にその登校時に何かいじめられたって言って、A が先生に言ったみたいで、学校で。そこで学校でもなんか、先生 4、5 人

に囲まれて、何かめっちゃ怒られって言って、そこからもう嫌やって言って、そこからちょっとね、それまではもうめっちゃ仲良く一緒にゲームしたりとか遊んでたけど、もうそこから全然関わりたくない、一緒にいたくないって言って。・・・そこからもうなんか、全然喋ったり、自分からも喋りかけない。最低限喋りかけられたら、一言二言ピピッと返すだけで。そこから、A も、ママ！ママ！ってもう自分が一番になりたいし、俺のママやし！って言って、そういう小競り合いみたいなのがしょっちゅう」(里親 F)、「ただ声が大きい。だからその調整ができないから声が大きかったりするし、私と〇〇くん(他の里子) が喋ってるところに、ねーねー、お母さんお母さん、みたいなふうに言ってくるので、今お兄ちゃん(他の里子) と喋ってるから待ってねとかっていう指示を出さなきゃいけなかったけど、出したらすぐは聞いてくれるみたいな感じでしたね」(里親 B) という語りが認められた。

(4) 児相やフォスタリング機関の支援について困らなかったのであまり相談しなかった

「よくね、(児相やフォスタリング機関が) 何でも言ってくださいねってよく言ってくれてはったんやけど。私があんまりね、なんかそんなに真剣に悩まへんっていうか、いろんなことに対してあかんのかもしれないんですけど。特に困ることもなかったかなと思ってるんですけど」(里親 F)、「どうですかって、連絡も途中であつたりして、何か困ったことはないですかっていうときは、・・・特に困ったっていう感じはなかったんですね」(里親 H) という語りが認められた。

9. 養育不調に気付いたとき

(1) 里親への暴力

「あのね 1 回はね、もう髪の手つかまされてね。私腰かけてたんですけど、なんかガーッと掴まれて、取れ、手振りほどくことが出来なくて。20 分ぐらいのその姿勢が続いたのかしら、ずっと彼女の前にこうやってました。・・・2 回目は、・・・私に馬乗りになって、やっぱり後ろから髪の手ギョッてやられて、で、ああもう駄目だなんて思ったんですね」(里親 G) という語りが認められた。

(2) 継続する行動上の問題に里親が暴力を振るい、児相への通告となった

「確かにひっぱたきました。何度かひっぱたきました。それは、お金を盗む、妹のものを勝手に取る。・・・もう後がない。で、これだけいろんなやり方で教えてきたけど、もう収まらないってなんだろうって私もかなり悩んで。・・・叩かれたとか、なんかいっぱい言ったんですね。そしたら学校の先生はすぐ児相に通報して、そのまま連れて行かれました。」(里親 A) という語りが認められた。

(3) 実子・同居家族との関係悪化

「どうしてそうなっちゃったかなっていうのがよくわからないまま陰湿な状態がずっと続いちゃったので、(実子) と話してもうこれはあなたが不幸になるんだったらちょっと続けられないなということで、解除の方向を考えるようになった」(里親 H)、「(実子は里子の在籍の) 学校と離れたら全然違うから、もうちょっとって言っていたんやけど、もういいやろっていつて」(里親 F)、「だから主人にとってはそういうかわいい〇〇 (他の里子) が A の存在でこんなんになってるのがやっぱ許せないっていう思いがあって」(里親 B)

(4) 陰で知らない人とつながっていることを

見つけ責任が持てないと思うことと、児童相談所・フォスタリング機関に相談しても解決が難しいこと

「陰でね。繋がって。知らない人とオープンルームオープンチャットとかでもう、ずっと LINE のオープンチャットがチャリンチャリンに鳴っているっていうような状態で。嘘をついて、・・・そこにもう嘘ついて会いに行ったりとか何かそういうことが本当に重なって、でもなんか、ちょっと責任がもう持てないなと思って」・・・「そのあたりをフォスタリング機関とか、ワーカーさんとかでもずっとご相談はしてて、こんなことがあって言うような話はしてたんですけど、解決の糸口も見えず」(里親 I) という語りが認められた。

(5) 里子の支援のため、家族の理解を得るのが難しかった

「その療育っていうところも考えていったんですよ。発達センターに。で、そうしたときに、療育センターからうちの主人や B くんも月に 1 回面接に来てそういう教育というか受けるのであればいいですよみたいな。・・・俺たちがあいつのために時間を取られなきゃいけないんだ、って受け入れないのがわかったら、ちょっとそれは難しいかな。今の現状は今難しいっていうことで、じゃあ療育は難しいですねみたいな。やっぱ家族が理解して動かなきゃいけないからって話だった」(里親 B)

(6) 継続する行動上の問題に関して話し合うことができなくなる

「結構な金額、7、8 千円分ぐらい、多分あって、どうしたって言っても言わないし、いや、買ったって、お小遣いあったから買ったって、いやそんなわけないよねっていうやり取りが結構続いたりとか。・・・口も聞かないし喋り

かけても返事しないっていうのが続いて、疲れてしまって、結局揉めるし、みんなと仲良くうちにもできないから、ちょっとかわいそうだなって思って、主人も本人のためにならないよねって。だったらそのもうちょっと自分の気持ちを話せるような友達がいるような同じ同世代のいるようなところにいた方がいいんじゃないかねっていう話で、誰とも喋らずに部屋にこもっててっていう、土日ですね、外にも遊びに行かず、ご飯のときだけちょっと降りてきて、顔見るのもそれぐらいで」(里親 E)、「(A は嘘を) 言っていないでみたいな感じやから、わかったってね、そう・・・分かってないけどわかった言うといったらこの場をしのげるんちゃうかみたいななんか、そんな感じなんかなって思って。ちょっとやりがいがないじゃないけど、なんか私では無理なんちゃうかなってね」(里親 F) という語りが認められた。

(7) 里子が他の所に行きたいという

「そうですね。しんどいっていうことで、もうここじゃない方がいいのかなって本人も。本当しんどそうだったんで、私がそんな気持ちだからそんなふうに見えたのかもしれないけど、もう喧嘩ばかりになったんで、別のところに行きたいって言ったんですよ。・・・じゃあもうお互いにここに来るときに自分からお話してって、もうお母さんもそういうふう話すけんって言うところからですね」(里親 E)、「本人とも同じ住まいにいます中で、本当にぶっちゃけどっちがいいっていろいろ聞いた。要は、このまんま家の方、里親家庭にいるのがいいのか。ちょっと難しいのはわかってるんだけど、お母さんのほう戻りたいのかという話であるとか。・・・(児童養護施設が) 友達いっぱいいて楽しいみたいな」(里親 C) という語りが認められた。

(8) 主な養育者の就業状況による養育の困難さ

「やっぱり自分の子どもを第 1 に考えてあげなあかんの違うかみたいな感じでね、言われたんでそれはそうやなと思います。私もフルで働いてたので、で、〇〇の仕事をしてたので夜勤もしてたので、母(里母の実母)も一緒に里親取ってもらったんですけど、預かるときに、私がいなくても母がいたらいいかと思って。ちょっと揉めたんですけどね、あんまりちょっとね、難しいんちゃうかっていうね」(里親 F) という語りが認められた。

10. 養育不調が児童相談所に共有されたとき

(1) 継続する行動上の問題のため対応困難になり委託解除を児童相談所に相談する

「その最初に、私の髪の毛をつかまれて、そのときに私はこんなことしてたら、もう一緒にいられないよって彼女に警告をしたんです。それから、1 週間もしなかったかしら、馬乗りになられて、そしてまた髪の毛をつかまれて。で、もうそれは私にとっては決め手でしたね。・・・それで、あのもう無理だと思うっていうことで相談して、それで児相の方にも相談して、で、終わりにしていただいたんです」(里親 G)、「やっぱり変わらないし、A の養育、動きがそのね不適切な行動がないように神経を張り巡らして手を打つことと、家庭内の主人と他の里子の調整と保育園の調整とって結構もうピークになって、・・・私が爆発したんですね。・・・1 年経ってぐらいで。もう無理って思ってワッと涙が出始めて、・・・ごめんね、バーっても涙が止まらなくてこんなじゃもう駄目だと思って児相にちょっともうかなり厳しいっていう話をしたのかな、1 年後に」(里親 B) という語りが認められた。

(2) 委託の解除の時期に関する方針の違い

「もう不調に終わったってということなんですけどっていう話をちょっと進めて詰めていくときにどう思われますって聞かれたんで、もう区切りのいいところじゃないと自分もお友達にもさよならももうできんし、本人も自分で納得して附に落ちてっていうか、次に進むのにそっちの方が気持ち的にひと区切りできていいのではないかなって思ったんで。そういうふうな区切りのいいときに（委託解除にしてほしいと）お話したけど、「もう来週連れてきてください。そこでお別れですって。でも本人には言わないでくださいって」（児童相談所の児童福祉司に言われた）。もうその1週間ですよ、帰って、何か続けていくみたいって言って、その1週間は本当にもう。来週連れてって、でもここでお別れなんですよ」（里親 E）という語りがあった。

11. 委託解除までの期間

(1) 委託解除を見越して、実親との交流を継続する

「お母さんのところにやっぱり外泊、外出したんですけど、最後たまたまですけど、お母さんとお会いしてどういうふうにしてきたかお話を聞きたいって言って、児相さんとね、皆でお話したんです」（里親 D）という語りが認められた。

(2) 児童相談所から有効な支援がないこと

「児童相談所のほうは、・・・別の心理のプログラム受けてるから児相に通うっていうことはなかった」（里親 D）。「なんで盗るのか、どうしたらいいのか、もう支援方針を立ててから帰してください」って言ったんですけど。「〇〇さん、そんなこと言わないで連れて帰って」

と言われて・・・上の子はきちっと見立ててから心理さんがついてから返してくださいって言ったんです・・・」（里親 A）、「もう関わり方がわからなくなるっていうそのあたりをフォスタリング機関とか、（児童相談所の）ワーカーさんとかでもずっとご相談はしてて、こんなことがあってって言うような話はしてたんですけど、解決の糸口も見えず（里親 I）という語りが認められた。

(3) 里親が児童相談所に委託解除を要請したが連絡なく、もう一度連絡する

「もう1回かけたときに・・・ちょっと委託先が見つからないと、なんかまたね、違うところでモヤモヤ暴れちゃって、犯罪になっても困るしとか言われたんですけど、はいそんななっちゃうのと思ったんですけど」（里親 H）、「どうにか先は見つけてもらえないかって散々言って駄目だったんですけど、なんかフォスタリング機関にもう私がちょっといっぱいいいいになっちゃって言っちゃったのが、・・・なんか虐待にでもなんないとき、一時保護所とかレスパイトとかさ、結局ワーカーさん動いてくれないのかな、みたいなこと言ったことがあって。それは私にそういうところまで言わせてしまっ、追い詰めてしまったことは申し訳ないと思ってるって、というようなことは後のカンファレンスのときに言われたんですけど」（里親 I）という語りが認められた。

(4) 解除については A に里母から伝えないよう児相担当者から指示された

「私からは言わないでって言われたんですけどね。担当の方が自分が言うから、入るんで。一応私（里親）がちょっと具合が悪くてっていうことにするから」（里親 H）、そこでお別れですって。でも本人には言わないでくださいって

(里親 E) という語りがあった。

12. 委託解除時

(1) 里親は里親をやめることができないと里子は思っていた

「でも、彼女は、(私が) 里親をやめることができないと思ってたらしくて、児相の人が来られて話してるときも、でもおばあちゃんやめられないでしょっていうふうに言ってたよね」(里親 G) という語りが認められた。

(2) 子どもにとっては唐突な委託解除

「みんなで相談するつもりはないんだなっていうか、結局それをやろうとしてる私は目の上のたんこぶで、ということなんだよなっていうことで、もうその後一度も家に帰していただくことなく解除になりました」(里親 A)、「もう本人に関しては、え、今っていうのが最後の言葉でした。ここによって、もうさよならって言われて、え、ここですって言って。・・・最後で、言葉をかけてくださいって言われるんですよ。言葉をかけますけど、・・・ちょっとびっくりしたよねって言って、こんな形でお別れするとお母さんも思ってなかったし、Aさんもびっくりしたよねって。でも、これからうちよりね、楽しくていいところに行くためのお別れやけん、頑張ろうねって言って、もうでも彼女ちょっと話聞けるような状態じゃなくて、ケースワーカーさんと一緒に別室に行ってそれでお別れでした」(里親 E)、「本人には前日にもう移動しますよと前日に伝え、たのかな。前日だったかな本人はそういうことには慣れっこだって言ってましたなんか」(里親 H)、「もうそうですね。家の近くの児相さんで面談してカンファレンスして、それでも私が結構いっぱいだっていう話もしてあったんですけど。・・・この後ご自宅によければ、そのまま行って、彼

女にそれを伝えて、そのまま保護所に連れて行きますみたいな感じでした」(里親 I) という語りがあった。

13. 委託解除後

(1) 自分からやろうとした里親を、自分から辞めてしまったことへのつらさ

「それでも私は、ああ今ここでこの子を守るのは私しかいないんだよなっていう気持ちになっちゃってたので、ごめんなさいって言いながら、それでもってという感じでその学校に送り続けてたんですよ。そういう被害を周りに及ぼして、その、挙句の果てに私がその子の育児を放棄してしまったっていう、そのつらさがものすごく大きくて。しばらくあの、町内を歩くことがすごく怖かったですね」(里親 G)、「辣っていうか一生、何て言われたかな。なんか釘刺されたんですよ、私。児相って子どもの立場じゃないですか、100%。子どもの立場に立てれるから、子どもの気持ちだと思うんですけど、一生忘れないようにみたいな感じでちょっと言われてちょっとトゲが刺さったままというか、なんですかね。そうですね、私がしたいって言って引き受けて駄目だったのは、全部大人である私のうまくできなかった本当の家族になれなかったのは多分私の責任なんですけど、そういうふうに使われたり、荷物取りに来られた方とかも割となんかそういう目を見るんだなって言うのがあったりもしたので、そうなんだなって、もう納得するしかないというか、これ私は墓場まで持っていくんだなって、当時から思ってた」(里親 E) という語りが認められた。

(2) 委託解除後は家庭復帰

「一応なんかお家にも帰れたので、何か施設だったらちょっと本当に申し訳ないなと思っ

たけど、お家に帰れたってことで、何とか頑張
ってこれて良かったなって。彼女も上手に、大
変でしょうけど、小学校でも頑張ってるって
思いましたけど」(里親 D)、「どうにか継続
できないかなと思ってたみたいな話だったけ
ど、多分今もそういうサポートが入って、なん
かママと 2 人で円満にというか暮らしてる
って話はずいぶん前にお聞きしました」(里親 B)
という語りが認められた。

(3) 不調について見聞きし、自分の体験を振 り返ることで、整理する

「不調の話を里親しながらでもあっちの家
庭で不調になってちょっと駄目になったんで
すと聞いたそのときに、聞いた感情と自分が不
調になって、こういう結果で終わってわかった
ことがやっぱりあって、無理してこう続けるよ
りも早くやめて傷が浅いって言ったらあれで
すけど、大人の気持ちがわかるって、何て言う
んですかね。・・・よく親子で虐待とかあるじ
ゃないですか。そういうことかって、あのいろ
んな気づきがありました。不調に関して。・・・
不調になったことによって何か他にも生活い
ろんな場面で気づきがちょっといっぱいあっ
たんで、だから後悔はないといいますか」(里
親 E) という語りが認められた。

14. 養育不調予防のために望むこと

(1) 子どもの「当然」と里親の「当然」が乖 離しており、そのことに気づかせ指導する支援

「児相の方はやっぱり私の味方になって、そ
の子を教えようとしてくださるんですね。確か
にそれも必要だと思うんです。でも、そうじゃ
なくて、こういう子なんだよっていうことで、
私を指導してくれる。それがすごく弱かったん
じゃないかと思います。だから私はずーっと、
私が正しくて、この子が間違ってるっていうふ

うに思ってたんですね。そこがそもそも彼女の
反発に繋がっていったんじゃないかなと思う
んです。例えば私のクエスチョンっていうのは、
彼女のお姉ちゃんが我が家に来たとき、私達家
族まだ最初の頃だったので、次女たちも次女一
家もいて、で、玄関にいらっしゃってことで
みんなで歓迎して迎えて、で、また帰るって
いうときに、またみんなでまた来てねって言っ
て送ったんですね。それは私達にとっては当然の
ことだったんです。でもそれに対してこの子は
ものすごく怒ったんです。私のお客様なのに
んでみんな出てくるのって言って、私のお客
様だよって。私達は訳がわかんないわけですよ。
そしたら、後でわかったんですけど、あの、児
童養護施設では、この子のお客様なんだから他
の子たちは玄関にきちゃ駄目だよっていう、そ
ういう決まりがあったらしいんです。私達はそ
ういうの知らないから、なんでこの子こんなこ
とで、私達はあなたのお姉ちゃんだから歓迎を
示したんでしょって風に結局彼女を叱ること
になるわけですね。彼女のその感情に対して。
だからそういういろんなそういう、あの、とき
がいっぱいあって。もっとその、うん、里親を
叱るっていうか注意するっていうか諭すって
いうか。そういう指導が必要だったんじゃない
かなと思います」(里親 G) という語りがあっ
た。

(2) 愛着障害という障害を持ったお子さんと 過ごすことは経験でしかわからないことがあ り、その経験を生かす仕組みづくりの必要性

「(里子が) 素敵なカードを書いてくれたと
しても、その積もった負の感情は消えないんで
すよね、・・・その私の心の一部がこの子のカ
ードで喜んでるけれど、その 6 割 7 割 8 割は
この子に裏切られたその負の感情が積もって
るっていう、その葛藤の中でこの子を、受け入

れて愛して育てていくっていうことの困難さ
っていうか。そこが一番問題だと思います。・・・
もう負の感情の方が大きくなっちゃってるから、
時が経てば経つほど、そのいいことが負の
感情に、吞まれちゃうっていうか、・・・
愛着障害とかそういうのが、どんなに大変な障
害であるのかっていうのをもうちょっと私、最
初の時点でもっとはっきりわかる必要があっ
たなって今は思うんですね。・・・実際に経験
していなければわからないことですね。だから
そういう点では非常に貴重な経験をしたと思
います。一応学んだ、教えていただいたはずな
んですけど、やっぱり机上の学びと実際の生活
とまるで違って。そのギャップがすごく大
きかったんですよね。自分のあのお子さんの状
態っていうのは聞いて知ってましたけど、それ
によって私の気持ちがどういうふうに変化し
ていくか、そこまで私はわからなかった（里親
G）という語りがあった。

（3）委託前に子どもの医療的な診断について 検討すること

「最初からこう、説明されてれば、ちょっと
違ったと思うんですよ。主人ちなみに医療関係
者なんですけど、ほらね、みたいなことを言っ
てたので、診てもらったときに。そういうの先
にやらないとだめだよねみたいな。」（里親 D）
という語りが認められた。

（4）親子参加の養育支援プログラム

「あれでだいぶ私も落ち着いたので、そうい
う行動ってそういうあれでしてるんだとか、そ
れをまた家族に一応伝えて、そこにも伝えたん
ですけど、家族は参加できないんですかって言
ったんですよ。（あー。）一応親子なので、私が
メインなんですけど、やっぱり主人とか、あと、
息子も一緒にいる時間長かったんで、全部の回

とは言わないけど、なんかそういうのあると家
族の見方とか接し方も変わると思う」（里親 D）
という語りが認められた。

（5）児童相談所から子どもの基本情報とアセス メントの内容を伝えること

「なので、もうちょっと情報を入れておけば
よかったなっていうのはありますね。その家の
原因とかその後本人がどうなったとか、そんな
のわからなかったんで、情報量がちょっと足り
なかったかなっていうのはありますね」（里親
H）、「ほとんど聞いてないですね。何か児相さ
んも受験のことがあるから伝えないといけな
いことがあまりに多すぎてそういう彼女のパー
ソナリティみたいところはあまり伝えき
れてないところがあったのかもしれないんで
すけど」（里親 I）という語りがあった。

（6）里親以外の里親家庭の家族のアセスメン トの必要性

「（交流の前に受けるかどうかを決めていた
が）なかなか4人で話をする時間が本当に取れ
なくて、いつも誰かしらがいなくて夕飯はもう
私とその A くん 2 人で食べる状態がかなり多
かったんですね。だからみんなでルール決めよ
うねっていうことがなかなかできなくて。・・・
長男も下の子も含め、もうちょっとこう関わっ
てから正式に受ければよかったな、どうしても
3 人一緒に関わるっていうことがなかったの
で」（里親 H）という語りが認められた。

（7）ケアリーパー（元里子）の話が自立を前 にした里子に役立つのではないか

「（自立に向けて準備することが難しかった
里子の養育を経験して）それこそ自立して一人
暮らし始めて1年2年みたいな方が、こういう
ことを知らなくてとか、一人暮らしして初めて

こういうこと知ってとか、さっきの敷金礼金とかの話じゃないですけど、こういうことがあってってこういう制度が使えてとか、何かそういう話が直接その里子の方にしてもらえるような機会があれば、お互い気持ちも変わったのかなと思ったりもします」(里親 I) という語りが認められた。

(8) レスパイトが気楽にとれる仕組み作り

「もっと気楽に取れるような仕組みみたいな。要は申請とか、日程の調整みたいなのをちょっと簡単にできるようなやり方みたいなのを導入していただけるといいな」(里親 C)

(9) マッチングにおける交流期間について

「あとは、ちょっと解除というよりは開始するときですね。ちょっとマッチング期間、今回我々3ヶ月で判断をしているので、一時保護所にいたっていうのもあってそんなに長くは準備期間が取れなかったっていう背景はあるんだけど、なかなかちょっと3ヶ月でやるっていうのは難しいかなっていうのはちょっと今となっては振り返りとしては思うところがあります。要は、何だろう。私里父としては一応納得して委託受けようというには思えたんですけども、後々妻から話を聞くと、100%ではなく、なんか多少引っかかるところあるけども、やってみて何とかかなるかなみたいな感じで始めたけれども、結果的に何ともならなかった」(里親 C) という語りが認められた。

(10) 子育ての相談を家族内でできること

「個人でやっているとやっぱりね、負担が大きい、大きいのかな。今ちょっと知り合いのところファミリーホームを見に行ってるんですけど、もう1人いるので、いろんなことが相談できるのがやっぱり強みかなと思うからね。なん

か、でも相談するね、ちゃんと支援もありますしね」(里親 F) という語りが認められた。

(11) 発達特性のある里子がいる場合、その里子に児相から直接聞くことや意思確認が必要

「措置の段階からもっと考えるべきかなと思ったんですよね。私もちょっと浅はかだった。・・・既に里子ちゃんがいる家庭に、特に発達特性がある子が行くっていうことはやっぱりとっても大変なことなので、そこはもう少し例えば里親任せというか、だけではなく児相も(すでにいる里親家庭で暮らしている里子にも)どうなのって意見を聞くのがよいと思う。私にはもしかして遠慮して・・・思ってるかもしれないけど、児相から聞いてもらうとか、何かそこで本当に意思確認をやったりしとかないとちょっとまずかったかな。」(里親 B) という語りが認められた。

(12) きつくなる前の体制づくりが重要(きつくなってから児相に助けを求めることは難しい)

「多分言えば、それもこういうことであってって報告してたけど、だから一緒に行ってくださいよって言えば多分行ってくれたんだと思うけど、もうその時点ではその何か言う元気もこちらもうない、でしまっててみたいな感じになってるから、やっぱり何かきつくなる前の、やっぱそういう体制作りっていうのが、やっぱきつくなってから何か助けてほしいとき言ってくださいねって言われても言えないんですよ」(里親 B) という語りが認められた。

(13) 養育プランは里親と共同作業で作成してほしい

「もっと児相に関わってほしいと思うとこ

ありますよね。っていうのは、例えば養育プランとかも大体4月5月ぐらいに上がってきますけど、一般的なプランでこれ名前変えても、この子のプランじゃないよねっていうレベルなんですよね。そこは本当にもうこれずっと里親会でも言ってるんですけどやっぱり里親も入って具体的にその子を今年1年間どうするのかっていうことも含めて、やっぱり一緒に考えて動くっていう関係性にならないと、多分ギャップがありすぎる。そこを一緒に考えて今年1年間こうだったよね。ママとの関係性はこうだったよね、本人にとっての課題はこうだったよね、今年1年間こうしたけどここがちょっとまずくてこうだったから来年はこうしようよとかっていうやっぱりそういう共同作業がないとなんかうまくいかないかな。・・・あなたの養育駄目でした不調ですっていう烙印を押されてるイメージがあるんですけど、だけど本来はその不調を招いたのは、行政、児相の責任じゃないかなと私は思っていて、その家庭にその子の委託を決定してマッチングして委託を決定するのも行政だし、その後の養育に関して問題があれば、やっぱりそこに教育なり指導なりサポートなりっていうのが入る。里親から要望がなくてもそこに入って不調になるのを防ぐのが行政の役割じゃないかなと思うのでそういうやっぱり共通の認識のもと、やっぱり動けるようにするには、やっぱりその子を一緒に考えることが大切なのかなと」(里親B)という語りが認められた。

(14) 児相のケースワークを評価する機関が必要

「そうなんです。なんか行き当たりばったり的なところは若干あるかな。それってでも評価する人いないよねって思うんですよね。児相のそういう動きをね。今回、第三者委員会、理事会

みたいな感じで多分アンケートみたいなのがきて、児相の動きどうですかみたいなあったけど。でもねそのすごくある意味うちに、それをやっていることが正解なのか間違っているのかっていうのを本当に評価する機関が本当に必要だなと。」(里親B)という語りが認められた。

D. 考察

1. 調査協力者と委託解除となった子どもの概要

(1) 調査協力者の年齢と性別

厚生労働省子ども家庭局(2020)²の統計に示される里親の年齢では、男女とも年齢が40代以上が80%となっている。本調査においても、現状の里親の年齢層を反映したものと考えられる。

性別は里親である女性が7名と多く、里父は2名であった。本調査では、養育として主に里母がかかわっている事例が集められていると言える。

(2) 子どもの委託された学年と委託解除となった学年・性別・行動上の問題

就学前から委託された子どもは4名(男子2名、女子2名)であった。小学校低学年に委託された子どもは3名(男子1名、女子2名)であった。中学生に委託された子どもは2名(ともに女子であった。委託については、就学前から中学生まで時期においては、各人数的には大きな差はない。中学生時代の委託が女子のみとなっており、その点が本データの特徴である。

就学前に委託解除となった子どもは3名(男子2名、女子1名)であった。小学校高学年に委託解除された子どもは2名(男子1名、女子1名)であった。中学生で委託解除された子どもは2名(女子2名)であった。高校生で委託解除となった子どもは2名(女子2名)であっ

た。男子が3名と少なく、中学生以降に委託解除となったのは女子のみであった。その点が本調査の対象となったデータの特徴となる。

一般的に、行動上の問題については女子よりも男子の方が高くなる傾向（例えば、山本 他、2008）³があるが、暴力の問題が示されたのはともに女子であった（里親 D, E, G）。また、盗癖も3事例に女兒に認められた（里親 A, E, G）。引土ら（2017）⁴が里親に行った調査では、就学前～高校生時期の里子の暴力・物に当たる行為対応への対応に困った経験のある里親はいずれの時期も回答者の20%を超えている。また、同調査において、小学校低学年～高学年、高校生の里子の盗みへの対応に困った経験のある里親においても、回答者の20%を超えていた。これらの問題は里親養育に起きやすい問題であるが対処が難しく、里親の負担が大きく、養育上の困難さとなることが考えられる。本調査ケースにおいては、その暴力や盗癖が養育不調による委託解除の背景的要因となっていると考えられる。

その他、「里親との関係構築の困難さ」や、「他児との里母の取り合い」、「里親や実子との関係構築の困難さ」という関係構築が9事例中8事例に認められ、関係構築に困難を抱えることが不調の要因として大きな位置を占めていることが考えられる。引土ら（2017）⁴では、就学前～高校生時期の里子の「嘘をつく・だます」ことや、「叱られても反省しない」ことへの対応に困った里親はいずれの時期も回答者の20%を超えていた。それらの結果は、健全な愛着関係や信頼関係の築きにくさを示唆するが、本調査においても、そのような課題への対応について苦慮していたと考えられ、子どもとはいえ、安心した関係を里親—里子関係で築けないことが不調による委託解除の背景的な要因となることが示唆される。

(3) 里親支援と里子への支援

フォスタリング機関から継続的な支援を受けていた里親家庭は4世帯であった。しかし、継続的な支援を受けている里親家庭のいずれにおいても、養育不調を抜本的に解決することは難しかった。子どもへの継続的な支援は、3世帯において認められたが、里親からはその効果に関する肯定的な話は認められなかった。

養育不調がみられながら、支援が入りにくい現状や、支援が機能しにくいことが養育不調による委託解除の背景となっていると考えられる。その現状について、検討していく。

2. 委託時点までの里親の状況

(1) 里親の職業と家庭内の里親登録状況

本調査では、9家庭中、共働きの家庭が7世帯であり、1世帯が里母が仕事を持ち、1世帯は里母が専業主婦であった。また、里母のみが里親登録をしている家庭が3世帯に認められ、1世帯が里母とその実母が里親登録をしていた。厚生労働省子ども家庭局（2020）²の調査では、里父の約90%が就業しており、里母は約55%が就業しており、共働きの里親が増えていることがうかがえ、本調査もその状況を反映していると考えられる。里親登録が里母のみの家庭が認められている。そのことについて引土ら（2019）⁵は、「里母主導の里親登録」を行い、里母が家庭外に支援を求めない場合、養育上困っても里親家庭の内外で孤立していき、養育不調となることを示している。

孤立状況の中で、行動上の問題のある子どもへの対応について、役割分担がどのようになされていたかを検討していくことが求められるであろう。

(2) 実子の有無とこれまでの受諾人数

実子のいる里親家庭は 7 世帯であった。また、受諾人数は 0 人が 3 世帯であり、その他の里親は 1~6 人を受諾していた。引土ら(2019)⁵は、里親養育において「子ども間の里母の取り合い」が里親養育を難しくすることを示唆している。また、里親養育において「実子の後押し」が里親養育の改善に影響することを示唆している。それらについて、検討していくこととする。

3. 委託時点までの A さんの状況

(1) 保護となった理由

里親の回答から、ネグレクトを含む何らかの虐待があったと考えられる事例は 5 件であった(里親 B, C, D, F, G)。その他、保護者の養育拒否は 4 件であった(里親 A, E, F, G)。虐待などの逆境的体験が子どもの心身の発達の問題や精神疾患と関連しているとされ(Oswald et al., 2010)⁶、調査の対象となった子どもも成育歴の中で大きな影響を受けていると考えられる。

また、「児童の問題による監護困難」が 3 件(里親 B, D, H)あり、それらは何らかの行動上の問題が想定され、里親にとって養育が難しくなることがあらかじめ予測されるケースである。「保護者との関係の悪化による本人の希望」1 件(里親 I)においても、保護者との関係の築きにくさにより保護となっている。もちろんそのような状況により保護された子どもの養育は難しいことは推測され、里親養育については、家庭という私的環境の中で、実親との問題や子どもの行動上の問題について対処する専門性が求められ、その専門性を築き維持するために、フォスタリング機関やその他関連の地域の機関理解や支援に基づいたチーム養育(こども家庭庁, 2025)⁷を築くことが必要となる。その点がどのように担保されていたかを検討

していく。

(2) 医学的診断の把握について

9 世帯の中で 5 世帯については、里親は委託されている子どもに何らかの医学的診断があることを認識していた。その中でも注意欠陥多動性障害、自閉症スペクトラム障害、脱抑制性愛着障害と複数診断されていたと回答した里親が 3 世帯であった(里親 A, B, H)。その他も、知的障害(里親 F)、愛着障害(里親 G)と回答した里親がいた。それらの障害を持つ子どもの養育については、専門性が求められ、フォスタリング機関による支援や地域の理解や支援に基づいたチーム養育(こども家庭庁, 2025)⁷が求められると考えられる。子どもに医学的診断がある中、継続的な支援を得ていなかった里親は 3 世帯であった(里親 A, B, G)。そのように診断がありつつ、支援を受けないで養育をしていくことは、どのような専門的な訓練を受けていても養育困難に陥る可能性があり、養育不調による委託解除の要因となると考えられる。

(3) 知能、発達検査の結果の把握

里親委託されている子どもについて、ウェクスラー式の知能検査の全検査 IQ、田中ビネー式の知能検査にて、平均より下回り、配慮の必要な数値を回答した里親家庭が 2 世帯認められた(里親 B, C)。平均以上の数値を回答している里親家庭が 2 世帯認められた。(里親 E, I)しかし、いずれの里親家庭においても、知能検査の結果について児童相談所と話し合い、養育に生かしていくというエピソードは認められなかった。

(4) 委託時の年齢

本調査では、就学前に委託された子どもは 4 世帯であった。そのうち、3 世帯が就学前の内

に委託解除となっている。Rutter et al. (1998)⁸や、Nelson, Fox, & Zeanah (2014)⁹の知見は、乳幼児期に社会的養護の必要な子どもに対してはできるだけ質の良い里親や養子縁組を子どもたちに提供することがその後の発達のキャッチアップにつながることを示唆しており、本邦においても今後、乳幼児の里親委託は増加していくと思われる。しかし、不調による委託解除となることは子どもに大きな心理的な負担を与えるため、対策を考えていく必要がある。就学前の子どもであっても養育は決して簡単ではないことを示唆している。

里親が養育に困る内容は、委託される子どもの年齢が上がると多様になってくる（引土ら、2017）⁴。小学校低学年（里親F, G）や中学生（里親H, I）の委託は、保護の理由や医学的な診断、行動上の問題から養育上考慮すべきことが多くなると考えられる。年齢が上がり、委託開始の年齢が高いことと、委託期間に子どもの年齢が上がっていくことにより困難が増すことが養育の持続性にどのように影響していくかを検討することは重要であると考えられる。

(5) 里親養育不調による委託解除の経験

里親委託される前に委託解除になっていたと回答した里親世帯が1世帯であった（里親G）。その委託解除は養育不調によるものであった。養育が難しいと考えられるが、里親Gには、継続的なフォスタリング機関の支援も、子どもへの直接支援もなかった。委託された子どもの問題性が大きくなるにあたり、子どもからも児童相談所に相談することを嫌悪され、相談しにくい状況になっていた。また、児童相談所もそれまでに効果的な支援を入れられなかったことは、養育不調の背景となっていると考えられる。

4. 委託時点の里子の実親の状況

実親の未婚や離婚は6名の里子に認められた。子どもの実親に疾患や障害があり、そのことが保護の理由となっていると回答した里親は2世帯であった。家族機能の脆弱な環境で育った経験は、健全なアタッチメント形成が難しいと考えられる。里親家庭がそのような経験のある子どもを養育するには、専門的な支援が求められる。

5. 子どもの委託・措置先の選定に関する里親の認識

(1) 委託された里親家庭にしか委託できないと説明された

里親Gや里親Iの例のように、その他の選択肢がない中で依頼があると断ることができず、子どもとのマッチングや交流の在り方に影響し、里親の不安や抵抗について表明しにくくなると考えられる。委託ありきの依頼は、子どもを自分の家庭で養育できるかを吟味し、合わないかもしれないことや養育への不安の表明しにくさともつながると考えられる。

支援は委託される子どものアセスメントと、里親家庭に関する里親のアセスメントに基づいてなされるべきであると考えられる（引土ら、2020）¹⁰。里親Gや里親Iのケースにおいては、それらのアセスメントがどのようになされていたかについては明らかになっていないが、支援の在り方に多少なりとも影響すると思われる。

里親Gには継続的な支援は入っていない。里親Gに委託された子どもの養育には、専門性が必要となるが、それにはどのように支援をしていくべきかについて検討する必要がある。里親Gは、児童相談所の職員が自分の「味方」になってくれたが、委託されている子どもの「当然」と里親家庭の「当然」が異なり、そのことをふまえた養育の「指導」が足りなかったと述

べている。

里親 I には委託されている子どものどちらとも支援が入っているが、「そのあたりをフォスタリング機関とか、ワーカーさんとかでもずっとご相談はしてて、こんなことがあって言うような話はしてたんですけど、解決の糸口も見えず」(里親 I) と語っており、有効な介入ができていない。特に、I の里親には、依頼から 2 週間程度で依頼されており、とてもそれらのアセスメントや準備するには不十分な時間であった。

児童相談所が里親とどのような関係性を築き、指導的な立場もとれる支援の関係性を取れるかは、委託前の子どもと里親家庭のアセスメントが重要であり、そのことがなされず、委託されていることが後々の養育不調による委託解除の背景的要因として影響している可能性がある。

(2) 期間限定で委託されながら伝えられていた期間を過ぎていた

里親 F は、期間限定(1 年)で委託を依頼されていたが、その委託期間は 3 年を超えていた。里親 F に委託されている子どもは知的障害があり、実子との関係悪化や嘘をめぐる問題が発生していた。フォスタリング機関の里親支援は委託当初より開始されていたが、その問題をめぐる里親への有効な介入となっていなかった。当初の依頼である委託期間が 1 年を超えているからか、不調を改善するための対応について、あまり考慮することなく、里親は児童相談所に委託解除を申し出ている。

当初の委託期間を超えている理由や新たな目標設定を児童相談所からされていない場合、養育不調をめぐる対応を検討し、改善を図ることが難しくなるかもしれない。委託期間の見通しを伝えることは、児童相談所と里親家庭で目

標を共有する上でも重要であると考えられるが、委託期間を超えていることへの丁寧な説明と、新たな目標設定を共有することが望まれる。

(3) 希望の年齢と異なる子の委託の打診

里親 H は小学生低学年を希望し、里親 I は「小さい子」を希望していたが、児童相談所から依頼されたのは中学生であった。委託される前の里親候補には、委託される子ども像と委託される子どもとの生活のイメージがあり、実際の委託される子どもとそれらのイメージの差が養育の難しさにつながる可能性がある (Beesley 2020 引土 ら 監訳 2023) ¹¹。希望の年齢と子どもの委託の打診の食い違いは、里親候補であった里親 I の委託される子ども像と委託される子どもとの生活のイメージと異なっていた可能性があり、準備を入念しなければ、子どものニーズに即した養育についての里親側の養育に関する準備が整わない可能性がある。

特に、里親 I の場合は、里親 I の里親家庭はその依頼から二週間という短期間で委託が開始されており、準備は難しかったと考えられる。

6. マッチング・交流

(1) 短い期間での委託

里親 I は、打診から二週間後に委託されている。委託される子どもの部屋の用意などをしていかなければならないことや学校の制服や教科書などの準備など、二週間で行うことは困難であったであろうことは考えられる。

Beesley (2020 引土 ら 監訳 2023) ¹¹ は、家庭に迎え入れられた後の 1 年間に現れる子どもの行動に関する調査をレビューし、「一般的で対処可能な問題(精神的なストレス、不安、睡眠障害、失禁、軽度の食事の問題)」、「養育上の大きな困難となる問題— 素行の問題、反

抗、協調性の欠如、盗み、虚言、多動性、落ち着きのなさ、乏しい注意力、性化行動」、「養子縁組や里親委託の安定性を脅かす重大な問題（親子関係の深刻な問題、愛情に無反応、愛情の拒絶、過激な行動、とりわけ、徹底的な不服従、暴力、攻撃性）」の三つに分け、それらの行動についての子どもの過酷な成育歴的観点から子どもの行動についてどのように理解し対応ができるかが、養育能力のアセスメントに必要であると述べている。交流はまさに、そのようなことについて考えていく準備の期間であり、2週間では難しいと考えられる。そのような中で、子どものニーズに合った養育について、児童相談所が伝え、かわりについてよく考える準備は里親家庭にはなかったと考えられる。

里親 I は、この「短い期間での委託」の他、「委託された里親家庭にしか委託できないと説明された」「希望の年齢と異なる子との委託の打診」と、委託準備が難しくなることが重なっている。それらの複合性は、子どものニーズに沿った養育の実践についての準備は難しく、養育の不調の背景的な要因となっていたことが考えられる。

(2) 書類を見て、委託を受けるかを確認されたからの交流

里親 H は、書類上で委託される可能性のある子どもについての情報を書面で説明されて、委託を受けるかの承諾をしている認識である。そのことは、里親 G や里親 I の家庭で認められた、「委託された里親家庭にしか委託できないと説明された」と同じようにその後のマッチング・交流を経ても里親は断りにくくなり、子どもの養育に関する不安の表明が難しくなると考えられる。先述の通り、支援は「委託される子どものアセスメントと、里親家庭のアセス

メントに基づいてなされるべきである」（引土ら、2020）¹⁰と考えられるが、委託する側の児童相談所は、マッチングや交流の中で、示される里親の不安や、かわりのごちなさなどから、支援を考慮することや、養育の難しさを検討し、依頼している里親以外のことも常に考えておく必要がある。断ることが選択肢の1つに含まれないのであれば、マッチングや交流の中で感じる不安について表明しにくく、支援を行う児童相談所やフォスタリング機関は適切な関係を築きにくくなることにもつながると考えられる。

(3) マッチング段階で断ることで今後委託の打診が来なくなる不安で委託を受けた

里親 C は養子縁組里親にも登録をしており、断ることで委託の打診が来なくなるかもしれないと考えており、マッチングで不安な点もあったが表明できずに委託に至り、養育不調による委託解除になっていた。

児童相談所がそのようなルールを設定しておらず、またそのつもりはなくても、里親候補がそのようなことを考えることがあることを示唆するものである。そのことは、子どもの養育の不安や課題について里親候補と児童相談所間で共有することが難しくさせると考えられる。

そのため、打診の段階で断ることができ、他の子どもの委託の可能性についても伝えられる必要がある。また、マッチングの段階で、里親候補者に断ると二度と打診が来なくなることへの不安がないかを児童相談所やフォスタリング機関が扱っていくことがマッチングや交流の段階で必要となると考えられる。

7. 委託当初

(1) 家庭内での行動上の問題

里親 G に委託された子どもは交流の時期は「よい子」だったが、委託されてから泣き叫び、地団太、嘘をつく、盗癖が認められている。その他、食事の問題（里親 A,D）、実子とのトラブルからの家出（里親 H）が認められている。里親 G は「そのことに私の知っている子どもじゃなくなっちゃったんです」と戸惑いを述べているが、その他の里親も戸惑いを述べている。

このように委託後にみられる子どもの様々な行動は、「本来は子どもの中にあったニーズ（欲求の充足や適切なケア）が、条件が整って初めて表面に出てくる」ことがあり、行動上の問題の適応が悪くなってくるように見えるが、それまで得ることのできなかった、長期的に必要なニーズを退行しつつ取り戻そうとしている場合には、里親との基本的な関係の構築の時期であると考えることが必要である（御園生, 2021）¹²。このように里親がとらえ、児童相談所やフォスタリング機関に相談をしていくためには、そのようなことの認識と対応について事前に協議し里親とフォスタリング機関の関係構築をしていく必要があるが、里親 A と里親 G においては、支援は入ることができていない。里親 A と里親 G のケースは行動上の問題が継続しているが、そのことの対応を里親だけで行うことは難しく、そのように行動上の問題の継続と支援のなさは、不調の背景的要因となっていると考えられる。里親 D のケースは、行動上の問題が大きく 2 週間で委託を中断し、一時保護することになっている。その後、民間の支援（子どもと里親が遊ぶ時間を設け、里親がかかわり方を学ぶ支援）を受けて委託を継続させることができていた。そのことにより里母との関係は改善したものの、その他の家族との関係を改善することが難しく不調となっている。里親 H については、フォスタリング機関による里親支援を受けていたが、里親や実子の

里子へのかかわりの改善にはつながっていない。里親 H が「実子全員と関わってから正式に受ければよかった」と振り返っているが、実子が委託される子どものことについてどのような理解をしていたかが重要であると考えられる。Beesley (2020 引土ら 監訳 2023)¹¹は、里親委託とは何かについて実子が理解しているのか、委託が必要な子どもの背景、ニーズ、予想される行動に関して、実子が理解することが必要であるとしている。その他にも、家庭内の子どもの人生に養子・里子が及ぼす影響を、子どもとソーシャルワーカーで十分に探究することや、家庭内の子どもが自身の感情と行動に適切に対処できるよう、その方法を探究していくこと、里子が委託されることでどのように生活が変化するかを検討する準備が必要であることを述べている（Beesley 2020 引土ら 監訳 2023）¹¹。委託前にそれらの里親候補となる過程の実子との準備不足は、不調の背景的要因の 1 つとして考えられる。

（2）保育園・幼稚園・学校での行動上の問題

暴力（里親 D, E）、盗癖（里親 A, E）・脱抑制性の愛着（里親 A）が認められていた。そのような家の外での行動上の問題については、その被害にあった子どもと保護者にも謝りに行くことが前提となり、里親への負担が大きくなる。予測される子どもの委託されたのちの行動上の問題に関する子どものアセスメントとともに、フォスタリング機関による支援や学校等を含めた地域の理解や支援に基づいたチーム養育（こども家庭庁, 2025）⁷への準備が重要となる。それらの対応は、里親 A, E, D のケースにおいて、保育園や学校への理解を促す児童相談所やフォスタリング機関が事前に理解を促すチーム養育の準備がなされていなかった。負担の大きさは、里親養育不調による委託解除

につながる養育不調の背景的な要因の一つであると考えられる。

(3) 委託後に委託された子どもの診断名を知らされた

里親 B の家庭は委託された後に検査がなされ、軽度の知的障害、意欠陥多動、脱抑制性愛着障害の診断を知らされている。

里親委託には子どものアセスメントによる想定される問題性とその対応、また、里親の養育能力のアセスメントを総合的に検討しつつ支援をしていくことが必要である（引土ら、2020）¹⁰。それらの診断のある子どもの養育はどのような専門性を持っていても困難が予測されるものである。診断名が後で知られることは、その予測される困難が十分に里親に共有されていない状態である。そのことは、養育不調の背景的な要因の一つとなると考えられる。

8. 委託経過中

(1) 継続する家庭内での行動上の問題

里親 G や里親 E のケースにおいては、家庭内の盗癖について述べられている。それらの問題は、信頼関係を揺るがすものである。また、それらの問題は、委託当初より継続しており、改善をもたらすことができていない。引土ら（2019）⁵ は、盗癖などの問題が繰り返され、「同じことの繰り返し」となり「里子の問題の常態化」がなされ、有効な介入がなされないことが里親養育不調を促進することを示している。それらのことから、里親 G や里親 E のように数年も続く、行動上の問題は、養育不調の背景的な要因の一つとなると考えられる。

(2) 継続する学校における行動上の問題

里親 A や里親 G に認められる学校における行動上の問題は、その被害にあった子どもと保

護者にも謝りに行くことが前提となり、里親への負担が大きくなり、フォスタリング機関による支援や学校等を含めた地域の理解や支援に基づいたチーム養育（こども家庭庁、2025）⁷への準備が重要となるが、継続する問題に対して、里親 A と里親 G のケースにおいてそのようなチーム養育の体制を形成することはできていない。そのことは、養育不調の背景的な要因の一つとなると考えられる。

(3) 他児との里母の取り扱い

引土ら（2019）⁵ は、里親家庭の実子や、すでに委託されている里子との「子ども間の里母の取り扱い」がなされ、その対応に里親が苦慮し、解決できない場合、不調となることを示唆している。

里親委託とは何かについての実子の理解や、委託が必要な子どもの背景、ニーズ、予想される行動に関して、実子が理解することが必要であるとしている。その他にも、家庭内の子どもの人生に養子・里子が及ぼす影響を、子どもとソーシャルワーカーで十分に探究することや、家庭内の子どもが自身の感情と行動に適切に対処できるよう、その方法を探究していくこと、里子が委託されることでどのように生活が変化するかを検討する準備が必要であることを述べている（Beesley 2020 引土ら 監訳 2023）¹¹。そのような準備とともに、そのような「子ども間の里母の取り扱い」が生じる際には、委託された子どもだけでなく、委託される前から生活をしている子どもに話をして理解を求めることなどの介入が必要である。しかし、里親 B や里親 F についてはそのような介入は認められず、里親だけでは対応が困難であったと考えられる。

委託前の実子への理解を求めるとともに、委託後においても実子に対する対応が求められ

る。里親 B や里親 F においては、どちらの時期にもそのような対応がなされていない。そのことが養育不調の背景的な要因の一つとなると考えられる。

(4) 児相やフォスタリング機関の支援について困らなかったのであまり相談しなかった

里親 H のケースでは委託当初より困っていたという話が語られていたが、フォスタリング機関からの連絡に対して、「困っていないと答えた」という話をしている。また、里親 F においては、実子と里子の関係において困難を抱えていたが、そのことへの介入を児童相談所やフォスタリング機関に相談して、改善を求めるといよりも、依頼がそもそも1年間であったことから、委託解除を児童相談所に求めている。

いずれの里親もフォスタリング機関の支援は入っていたが、問題の共有から難しく、支援が機能していない。

その対応としては、委託前にチーム養育の体制の必要性の理解を里親にいかに求めるのか、里親に求められていることについての周知と養育の目標や生じる行動上の問題の予測と対応について確認していくことが求められるであろう。そのような対策が講じられていないことが大きなリスクになると考えられる。

9. 養育不調に気付いたとき

(1) 里親への暴力

里親 G のケースでは里子から里母への暴力が認められていた。そのことについて、里親 G 自身が対処することができないことを感じ、「もう駄目だな」との実感に至っている。引土ら (2019) ⁵は、里子の行動上の問題から養育不調になった際に、児童相談所を含む専門機関に相談し、「サポートネットワークを広げる」こと、相談により得られる「困難打開の方法」

を意識し、「ポジティブな養育の実感」を感じることによって養育不調の改善に至る里親がいることを示している。G は継続的な相談がなされておらず、そのために対処が難しくなっている。暴力は里親養育において困難が生じる大きな問題であり (引土ら, 2017) ⁴、チーム養育の体制づくり (こども家庭庁, 2025) ⁷ だけでなく、暴力の問題をどのように扱っていくかについて事前に話し合い、対処を確認していくことは、里親と児童相談所、フォスタリング機関の間で認識を共有しておくことが大切であろう。その準備のなさは養育不調の要因については、背景的な要因の一つとして考えることができる。

(2) 継続する行動上の問題に里親が暴力を振るい、児相への通告となった

里親 A のケースは盗癖が続き、対応に苦慮して暴力に至ったケースであった。その語りは、それだけ里親が追い込まれていたことが示唆されるものである。

盗癖はその被害にあった子どもと保護者にも謝りに行くことが前提となり、養育上の負担が非常に大きい行動上の問題である。そのことに対して、チーム養育の体制づくり (こども家庭庁, 2025) ⁷ とともに、里親が抱え込まないよう、責任を背負い込まないような普段からのかかわりが必要である。

里親 A については、里親や里子に対して継続的な支援を入れることができておらず、そのような体制づくりが難しかったことが考えられる。そのような体制づくりがなかったことが、背景的な要因の一つとして考えられる。

そのような支援を受け入れるため、登録前の里親候補者へのチーム養育の必要性や対応のシミュレーション、サポートを受けようとしなない事例について考える等、教育的なかかわりも

重要であろう。

(3) 実子・他の里子・同居家族との関係悪化

里親 H、里親 F は実子との関係の悪化であった。里親 B は、委託された里子と別の里子や、里母の（里親登録していない）夫の関係との関係の悪化であった。

実子、他の里子との関係悪化については、委託前の話し合いが必要である（Beesley 2020 引土ら 監訳 2023）¹¹。また、その後、委託中に関係が悪化した際にも、実子や里子に理解を求めることが必要であろう。里親 H においては、実子に対して児童相談所が理解を求めるために、直接話をしているが、実子と里子との関係を改善することが難しい状況であった。

里親 B においては、里親登録をしていない夫と里子との関係の悪化であった。「里母主導の里親登録」において、里母が家庭内で孤立しやすく、他の家族への相談が難しくなることがある。里親登録していない夫の里子の理解を確認することや、かかわりの役割について事前に確認をすることが求められると考えられる。継続的な支援がなかったこともあり、対応が難しかったと考えられる。

チーム養育の体制づくり（こども家庭庁、2025）⁷だけでなく、里親登録をしていない家族の里親養育の理解と、役割の確認をどのように扱っていくかについて事前に話し合い、対応を確認していくことは、すべての里親になされるべきである。その準備のなさは養育不調の要因については、背景的な要因の一つとして考えることができる。

(4) 陰で知らない人とつながっていることを見つけ責任が持てないと思うことと、児童相談所・フォスティング機関に相談しても解決が難しいこと

I の里親家庭においては、委託された子どもが、里親に伝えず、嘘をついて会いに行っており、そのことで責任が持てないと感じ、養育不調とともに委託解除について意識するようになっている。里親 I の里子は中学生であるが、引土ら（2017）⁴の調査では中学生時期の里子の養育を経験した回答者の 20%以上が、「家であることを聞かない」、「コミュニケーションを取れない」ことに困った経験をしていた。高校生以上においては、その率が高まるとともに、「徘徊・家出」の問題で困った経験のある里親は回答者の 25%以上であった。

思春期を迎える里子の養育においては、家庭内のルールを守らないことやコミュニケーションをとることの難しさや管理のできない徘徊については予測されることであり、そのような状況への準備や支援が必要であろう。その意味でも警察も含めた地域との連携が求められると考えられる。

里親 I においては里親支援とともに里子支援も行われていたが、そのことによって、そのようなチーム養育体制は形成されておらず、改善することは難しい状況であった。

Fahlberg (1994 御園生 他 監訳 2024)¹³は子どもの行動上の問題の背景に目を向けることの重要性について述べ、例えば成育歴的な問題、それは実親との分離や別れたことの悲嘆を解決できていないこと等を考慮して対応を検討していくことが行動上の問題への対応の原則であることを述べている。

里親 I においては、そのような対応がなされておらず、支援を機能させることが難しかった。そのような支援の意味について、事前に里親に研修などで知らせ周知していくことやそのような支援の在り方について受け入れるための研修が求められるであろう。それらの支援がないことは、養育不調の背景的な要因の一つとな

ると考えられる。

(5) A への支援のため、家族の理解を得るのが難しかった

里親 B は、委託されていた里子とすでに暮らしていた里子と同居家族の関係が悪くなり、対応に苦慮していた。その里子の対応として、発達センターによる支援を受けるために、里母が相談に行き、その他の家族からも相談することを提案されていた。しかし、すでに暮らしていた里子も同居家族もその提案には応じなかった。引土ら (2019) ⁵ は「里母の主導による里親登録」により、里親家庭において話し合いし、賛同を得ていないと家庭においても里母は孤立することを示唆している。里親 B においても、委託されている里子の養育に困るが、なかなか他の家族の協力を得ることが難しいということが認められる。家庭内の孤立が家庭外の孤立にもつながっていると考えられる。

(6) 継続する行動上の問題に関して話し合うことができない

里親 E や里親 F は小学校低学年から高学年にかけての子どもを委託しており、里親 E は子どもの盗癖に関して、里親 F は子どもが嘘をつくことが行動上の問題であった。引土ら (2019) ⁵ は、小学生の里子の嘘をつくことに困ったと回答した里親は、回答者の 30% 以上であった。小学生の盗癖については 20% 以上の里親が困ったことがあると回答していた。どちらも、お互いの信頼関係を傷ことに支障をきたす。里親養育において、嘘と盗癖についてどのように対応をしていくかということは大きな課題の一つである。また、引土ら (2019) ⁵ は、「話をしてくれない」ことは、「里子の問題の常態化」をもたらすとしている。子どもと話し合うことが求められるが、その対応が難しくなる際に、

どのように対応していくかについては、支援を受けつつ相談をしていくことが望まれる。里親 E や里親 F の家庭は、それぞれその解決できることへの実感なく、そのことで養育不調を意識し、委託解除となっている。里親 E においては、児童心理司による本人支援が入っていたが、里親自身が効果を実感することはできていなかった。また、フォスタリング機関の支援は、委託初期の頃に里親 E の行動上の問題が軽減する見通しを伝えることで、里親が乗り切ることができたと述べていたが、この盗癖について話し合うことができないことにより、里親にかかる負担が大きくなっていた。里親 F については、委託されている子どもが嘘をついていることがわかっていたが、そのことについて話し合うことができないことが、委託解除を申し出るきっかけとなっていた。話し合うことができないことは、何とか打開していこうという気持ちになることが難しくなることを示唆する。話のできない子どもへの対応について考える上では、その行動の背景について検討していくことや、チーム養育（こども家庭庁、2025）⁷ によって子どもの行動上の問題の責任を抱え込まず、「みんなで育てる意識」を持つことにより改善している里親がいることを引土ら (2019) ⁵ は報告している。

そのような困難な状況において、いかにそのようなチーム養育を形成できるかが課題であろう。そのようなチーム養育を形成できないことは、リスクとなり、養育不調の潜在的な要因の一つとなると考えられる。

(7) 里子が他の所に行きたいという

里子が現在の里親家庭から出て、他の社会的養護や実親の所に戻ることを発言をすることがある。特に、行動上の問題がある場合、指導への反発として、そのような言葉が発せられる

ことは、少なくない。里親 E は盗癖が続くことで関係が悪くなっている中でそのような発言が認められている。里親 C の家庭は、里子と里親が関係を築くことが難しく、里親から里子に希望を聞く形で里子から他の社会的養護に移りたいという話が出ている。そのような発言が出てきた場合、里親が里子との関係を改善していける認識を持ちえない場合は、不調による委託解除に進んでいく可能性が高くなると考えられる。

普段の支援が重要であり、チーム養育の体制をいかに築き、その発言の判断もチーム養育の中で協議しながら対応していくことが望まれる。そのような体制が築けないことが養育不調のリスクとなると考えられる。

(8) 主な養育者の就業状況による養育の困難さ

里親 F は、実子と里子の関係の悪化や、里子が嘘をつくことや話のできないことに苦慮していた。その上、里母は夜勤のある仕事であり、生活時間や睡眠時間が不規則になるなど、負担が大きい。夫は里親登録をしておらず、相談ができなかった。里母の実母が里親登録をしていたが、揉めて里母の実母から養育に関する相談や協力を得ることが難しくなっている。里母が家庭内で孤立してしまい、対応が難しくなっていることが考えられる。

里親の就業状況と、里親登録をしている里母の実母の役割について検討し、対応が難しくなった際の対応について検討する準備が必要であろう。そのような支援がなされておらず、そのことの準備と支援体制が築けていないことは、不調による委託解除の背景的な要因となっていると考えられる。

10. 養育不調が児童相談所に共有されたとき

(1) 継続する行動上の問題のため対応困難になり委託解除を児童相談所に相談する

里親 G と里親 B はいずれも委託されている里子の行動上の問題に対応が困難とあり、委託解除の要請に至っている。里子の問題への対応は大変であるが、前項の養育不調に気が付いた時から委託解除の要請までがあまり期間もなく、特別な介入などがなされていないことが**特徴的**である。

それには委託される前の事前の想定による児童相談所やフォスティング機関との確認がなされていないことと、普段からの支援的な関係形成ができていないことが問題であろう。チーム養育の形成とともに行動の背景にある里子の心理的な理解について行われるべきであり、そのことへの準備がなされていないことがリスクとなっていると考えられる。

(2) 委託の解除の時期に関する方針の違い

里親 E は、委託解除の要請をしたのちに、すぐに委託解除になることを伝えられている。里親としては、委託解除を年度末にする方がよいと思っているが、児童相談所はリスクを考え、すぐに委託解除をすることとしている。

このような委託解除の時期をすり合わせていくことは、このような緊急な状況においては難しい場合があると考えられる。引土ら(2019)⁵の調査においては、委託解除となった里親は、「危機状態での児童相談所との方針の不一致」を経験していた。そのような状態になる前に支援を里親が受けられ、行動上の問題に関する目標を持てることが重要となると考えられる。

11. 委託解除までの期間

(1) 委託解除を見越して、実親との交流を継続する

委託解除後に家族再統合を念頭に実親との交流を行っているケースが認められた。里親Dのケースは里親との関係構築に難しさがあり、予定よりも委託解除が早かったが、その後実親の元に帰ることができていた。養育不調の訴えが早かったため、実親との調整をすることができていた。その後の実親との生活が送ることができるになれば、不調による委託解除の負担はあるが、里子も納得するところがあるのではないかと考えられる。

(2) 児童相談所から有効な支援がないこと

引土ら（2019）⁵は、養育に限界を感じ、委託解除となっている里親が、「危機状態での児童相談所との方針の不一致」となり委託解除を経験していたことを報告している。

本調査は養育不調による委託解除の状況について調査を行うものであるが、委託解除は普段からの里親と児童相談所が反映されるものであると考えられる。里親と児童相談所の方針が不一致となることは最大の危機の要因となると考えられる。そうならないよう、チーム養育（こども家庭庁、2025）⁷の形成により、児童相談所やフォスタリング機関が、里親に委託されている子どものアセスメントを行い、里親が苦慮する里子の養育に共感するとともに、里子の発達の特長や障害等があれば明らかにする。その上で、養育に必要なことを具体的に示し役割分担をしながら、里子と里親への支援を継続していくことについて、里親、児童相談所、フォスタリング機関が共有できるような関係構築が求められる。

(3) 解除についてはAに里母から伝えないよう児相担当者から指示された

里子に委託解除を里親から伝えることで、里子を情緒的に刺激し、自傷他害や家出、その他

何らかの事故が起きることを心配してのことであると考えられるが、このように委託解除を計画していることを、委託されている子どもに伝えず、委託解除され移動させられる当日に言うことは、成育歴の中で保護者との分離や措置や委託にあたって自身の意思を尊重されることの少なかった子どもへの負担が大きいと考えられる。

養育不調が里親に意識された際に、児童相談所に共有し、里子の行動上の問題を改善していく上で対応を検討することが望まれる。引土ら（2019）⁵は養育不調と委託解除には、危機状況の中で里親は「危機状態での児童相談所との方針の不一致」となることが多いことを示唆している。一方で、引土ら（2019）⁵は、里親養育不調の危機から改善をしている里親は、里親と児童相談所が目標を共有し、「児童相談所との協同」していたことを報告している。そのような児童相談所と里親側で方針を統一させる介入が求められる。また、行動上の問題について、里子に改善のために具体的な方針を伝え、委託の維持との関係について説明することが望ましいと思われる。その改善について、話し合い、改善されない場合の委託解除の可能性については、事前に子どもが理解できるように説明に手を尽くすべきではないだろうか。

そのような委託解除の在り方は、これまで児童相談所が一番苦慮してきたことである。児童相談所へのインタビュー調査も踏まえ、その対応について検討することが必要である。

12. 委託解除時

(1) 里親は里親をやめることができないと里子は思っていた

里親としては、委託されている里子に対して、そのような暴力を振るっていると、一緒に暮らすことは難しくなることは伝えていた。しかし、

里子はそのことを受け入れることは難しかったのか、里親は委託をやめられないということを述べていた。里子については、里親制度について説明し、理解を求めることが必要である。

そのためには、普段からの児童相談所と、里子本人の支援や個別で話をする機会を持つことが重要である。

(2) 子どもにとっては唐突な委託解除

唐突な委託解除は子どもに大きな負担を与える。社会的養護で暮らす子どもたちは、重要な対象との分離とその別れによる悲嘆を抱え、心的な傷つきは心身の発達に大きな影響を与える (Beesley 2020 引土ら 監訳 2023) ¹¹。そのため、Fahlberg (1994 御園生 他 監訳 2024) ¹³は、委託解除による移動は、子どもにとって、トラウマになる可能性があると述べている。

Fahlberg (1994 御園生 他 監訳 2024) ¹³は、「里親委託が解除され移動することは、関係性の継続という子どもの最も基本的なニーズの充足を阻害することになる」と述べている。また、「移動の度、それが実親のもとへ戻ることであったとしても、発達の中断につながりやすく、子どもの委託解除による移動は最小限にすることがソーシャルワーカーには求められる」としている。また、Fahlberg (1994 御園生 他 監訳 2024) ¹³は、「理想的には、里親と支援機関間の合意において、委託解除による移動を行う場合には、その後の見通しや治療計画とともに、10日から2週間等の十分な猶予を持って前もって通知することを定めておく」としている。

子どもの負担をできるだけ避け、後で振り返り、自身の行動と委託解除が結び付き、関連付けられるものでないと、心的外傷となる可能性もある。行動上の問題について、里子に改善の

ために具体的な方針を伝え、委託の維持との関係について説明することが望ましいと思われる。その改善について、話し合い、改善されない場合の委託解除の可能性については、事前に委託解除の可能性について里子に説明するべきではないだろうか。インタビューの例に挙げられた委託解除の在り方は、これまで児童相談所が一番苦慮してきていたことである。児童相談所へのインタビュー調査も踏まえ、その対応について検討することが必要である。

13. 委託解除後

(1) 自分からやろうとした里親を、自分からやめてしまったことへのつらさ

行動上の問題のある子どもを養育するにあたり、その行動上の問題により傷つく人たちがいたり、里子のことで協力を受けていたことがあったが、里親としては委託された里子を守る気持ちが優先されていた。しかし、その子どもの委託解除を経験しその子どもの里親をやめることによって、その協力してもらった人たちや傷ついた人たちに申し訳ない気持ちが大きくなることを示唆している。

当事者が経験する傷つきについては各ケース異なるが、このような語りは、子どもとの単純な別離のことに関するものではなく、そのコミュニティの中で暮らしていたことで、自分だけでなく、コミュニティの人たちにも負担をかけてきたのにもかかわらず、責任を果たせなかったことへの罪悪感や罪責感があることが示唆される。そのような委託解除後の里親へのケアは今後の課題である。

里親Eにおいては、子どもとの別れの悲嘆と責任を果たせなかったことに対する児童相談所からの言葉に刺激され、傷つきが認められる。委託解除時は里親と児童相談所の子どもの対処の方針が異なることがある (引土ら, 2019)

⁵。児童相談所が委託解除を行い、そのプロセスの中でどうしても里親が傷つくことはあるであろう。委託解除になった元里親の人生や、その後の里親としての活動に、どのようにしてその経験を意味のある形で受け止め、生かしているようにサポートできるかが課題である。

(2) 委託解除後は家庭復帰

養育不調による委託解除であっても、解除後の生活が実親等の親族で、その後の生活が送れているということが、里親にとって、自らの養育経験をややポジティブにとらえることができることが示唆される。

(3) 不調について見聞きし、自分の体験を振り返ることで、整理する

他の里親不調の状況や親子の虐待の状況などを聞くにあたり、委託解除を振り返り、整理することができる場合もあることが E の語りによってうかがえる。委託解除の経験は、その当事者全員に負担のかかるものであるが、里親に対して可能であるならば、その他の不調のケースの様々な個人情報への配慮と情報を加工し組み合わせることにより、個人情報の問題にならないようにする模擬事例を示していくことや虐待の問題について研修などで知らせることで里親養育でも発生するかもしれないことについて知らせることは、自分の委託解除の傷ついた経験を再整理、再統合できる可能性があると考えられる。

14. 養育不調予防のために望むこと

(1) 子どもの「当然」と里親の「当然」が乖離しており、そのことに気づかせ指導する支援

子どもは過酷な成育歴の中で身についた「当然」が里親の「当然」と異なり、そのことがマナーや常識に反しているように見える場合が

ある。マナーや常識に反しているように見える場合には、里親は注意や叱ることを躑躅として行わなければならないともうことがあるであろう。ただ、そのプロセス自体は、里親が里子との関係を築くことの難しさになっている場合がある。子どものニーズに合わせた養育をするためには、子どもの視線に立って、子どもの世界を内側から考えていくことが望まれる。

Fahlberg (1994 御園生 他 監訳 2024) ¹³ は子どもの行動上の問題の背景に目を向けることの重要性について述べ、例えば成育歴的な問題、それは実親との分離や別れたことの悲嘆を解決できていないこと等を考慮して対応を検討していくことが行動上の問題への対応の原則であることを述べている。

そのような視点からの支援を行うためには、支援者が里親だけに会うのではなく、里親に支援を行うにしても、支援者が成育歴などを把握した上で里子に会って、関係を築きどのような子どもなのかを把握して、その子どもの「当然」とはどのようなもので、そのことが行動上の問題や里親の関係の築きにくさとどのように関係しているのかということを検討することが求められる。その上で、里親に対してかわり方を助言したり、提案したりすることが必要であると考えられる。

(2) 愛着障害という障害を持ったお子さんと過ごすことは経験でしかわからないことがあり、その経験を生かす仕組みづくりの必要性

E の里親は、愛着障害のある子どもとのかかわりの中で、子どもへの負の感情が消えないことや、思ってもいなかった負の感情を感じる新たな自己と出会うことによる傷つきが語られている。そのことが委託された里子の養育にあたって大きな影響を与えていたと語られている。これは、机上ではなく、経験しないとわか

らないことであると述べている。

このような経験を分かち合い、里子の養育について検討していくことは、今後里親制度を推進していく中で、必要な視点ではないかと考えられる。

里親リクルートの場面等では、里親の体験談を語ってもらうことがある。その話はポジティブなものが多いが、里親研修の中には、このような委託解除となった経験について当事者の体験談を共有することも重要であり、そのことを克服するための支援とは何かを合わせて里親に周知することが必要であると考えられる。

里親養育には専門性が求められるが、そのような養育上発生する困難について知り、支援を受けながら対応する体制作りの必要性を理解することは専門性の一つとして考えてもよいのではないだろうか。

(3) 委託前に子どもの医療的な診断について検討すること

Greiner ら(2015)¹⁴は「虐待被害、実親の行方不明等のケースには、里子の成育歴、医療情報、過去の行動上の問題等がわからず、里親は日々の生活に不安や戸惑いを感じる」と述べている。

里子の過去について、現状の行動上の問題が発達障害的な診断がつくものであるのか、つかないものであるのか、それとも虐待によるものなのかかわからないと、どのように接してよいかわからない場合もあると考えられる。里親支援を行う上で、医療的な診断は非常に重要なものとなる(引土ら, 2020)¹⁰。

里親への委託前に子どものアセスメントをする上で、行動上の問題がある際には、児童相談所所属の医師に診断的見立てを聞き、その内容を里親に伝え、児童相談所はその上で支援計画を立て、里親と共有することが望まれる。

(4) 親子参加の養育支援プログラム

子どもへの支援を含んだ支援プログラムがあることが、里親支援に必要である。それは、子どもの適切なアセスメントを行わなければ適切な里親支援が難しいからである(引土ら, 2020)¹⁰。

引土ら(2020)¹⁰は、医師と心理職の協働による包括的アセスメントによる里親支援プログラムを行っているが、そのような子どもの精神医学的な診断に基づき、成育歴の心理社会的理解、里親家庭の包括的アセスメントに基づく里親支援があるとよいのではないかと考えられる。児童相談所の福祉司、心理職、またはフォスタリング機関の支援者と、児童相談所所属の医師との協働により、実践可能である。

近年では、世界的に乳幼児を中心に里親と里子のかかわりを促進し、健全なアタッチメント関係を築くための「ウォッチ・ミー・プレイ！」プログラムが導入されている(ジェニファー, 2023)¹⁵。書籍だけでなく、支援者や支援を受ける養育者側のテキストもフリーで手に取ることができ、それらを導入することもよいのではないかと考えられる。

(5) 児童相談所から子どもの基本情報とアセスメントの内容を伝えること

子どもの基本情報と児童相談所によるアセスメントの内容が伝わっていない里親が認められていた。里親委託にあたっての準備期間の短さと不調による委託解除の関係についてはこれまでも考察してきたが、アセスメント内容と里親が養育をする上でどのような問題が起きそうか、その見通しと対応や支援について共有することが望まれる。

(6) 里親以外の里親家庭の家族のアセスメントの必要性

本調査では、実子、すでに里親家庭で暮らしている里子、里親登録をしていない家族と委託された子どもとの関係の悪さから里親不調による委託解除が認められていた。

そのことから、里親だけでなく、その他の里親家族とも会い、里親制度の理解を確認するとともに、生じる可能性のある問題、その対処と役割について確認をしていき、困ったことがあれば相談を受けるということを伝え理解を求めることが委託前に行われる必要があると考えられる。

(7) ケアリーパー（元里子）の話が自立を前にした里子に役立つ可能性

このような働きかけはすでに行われている地域もあるが、将来的には、専門的な訓練を受けたケアリーパーが相談を受け、助言のできる仕組みもあるとよいかもしれない。

(8) レスパイトが気楽にとれる仕組み作り

レスパイトについては、児童相談所やフォスタリング機関がコーディネートすることとなっているが、このような里親側からレスパイトに関するニーズ調査はあまり行われていない。今後、里親の負担を軽減するためのニーズ調査を行い、仕組みを作っていくことが望まれる。

また、レスパイトに関しては、里親視点だけでなく、レスパイトによって移動する、里子の心地よさの視点も必要であろう。それらについては、今後検討していく課題である。

(9) マッチングにおける交流期間について

ケースによっては交流期間を延ばしていくことも必要かもしれない。ただ、交流期間だけの話なのかは検討していく必要がある。交流の中身とアセスメントが緻密で、児童相談所やフォスタリング機関から伝えられる内容が里親

にとって納得いくもので、今後の見通しを立てられることに役立つものであるかということが重要であると考えられる。

委託される予定の子どものアセスメントや、里親のアセスメントは、標準的なものがまだ本邦ではなく、各地域の専門性に委ねられているところがある。標準的なものを作成し、議論していく試みが重要である。

(10) 家族で子育ての相談をできること

Fの家庭は、ファミリーホームと里親養育を比較して、ファミリーホームのように相談できることについて言及している。里親養育においても、家族の中で相談できるような体制づくりをしていく必要がある。そのため、委託前に里親と里親登録していない家族の役割や、今後想定される問題にどのように対応していくかの準備が必要となる（Beesley 2020 引土ら 監訳 2023）¹¹。

(11) 発達特性のある里子がいる場合、その里子に児相から直接聞くことや意思確認が必要

本調査では、里親家庭ですでに生活をしている実子や、里子との関係悪化により里親養育不調になり、委託解除となっていたケースが認められていた。

児童相談所は、里親委託する前に、その家庭に暮らしている子どもに、新たに里子を委託されることについての認識を問い、新たに生じる可能性のある問題について、相談できることについて話をしていくことが必要であろう。特に、すでに里親家庭で暮らしている子どもが発達障害などの特性がある場合には、そこに生じるであろう問題の見通しや対処について伝えていく必要がある。また、里親や児童相談所に相談ができることを事前に伝えていくことが必

要である。

(12) きつくなる前の体制づくりが重要(きつくなってから児相に助けを求めることは難しい)

委託前にチーム養育（こども家庭庁、2025）⁷の体制づくりの重要性を里親と児童相談所、フォスタリング機関において共有し、委託される子どもの成育歴の確認と、事前のアセスメントによる委託後に予測される行動上の問題とその対応について協議していくことが望まれる。養育上、表面的には困難度が低い場合であっても、子どものニーズや委託された子どもの心的状態や発達状況について検討をすることは普段からできることである。それらのことについて検討し、きつくなる前からの里親、児童相談所、フォスタリング機関の間に信頼関係が構築されることが、養育不調の改善につながると考えられる。

(13) 養育プランは里親と共同作業で作成することの必要性

里親としては、子どもの状況を把握して、年度ごとの養育や自立支援計画については、協働して行うことが望まれる。チーム養育（こども家庭庁、2025）⁷の体制を構築していく上では、それらの計画の書類は、養育の目標を共有する重要なコミュニケーションツールとなってくる。里親、フォスタリング機関、児童相談所がチーム養育の体制づくりがどれくらい綿密に行っているかが反映されるものであろう。

不調を改善していく試みには、そのような自立支援計画書の作成をいかに共同で行っていくかの意識付けが重要である。

(14) 児相のケースワークを評価する機関が必要

児童相談所が里親養育不調による委託解除を決定している。子どもの最善の利益を目指し行われるべきであるが、その経験への積み重ねと対応の改善は各児童相談所に任されているのが現状である。児童相談所のケースワークの評価については今後の課題である。

14. 本調査の限界

本調査の報告書は9事例のデータに基づいて行っている。その他にも養育不調による委託解除の事例はあると考えられ、事例数としても不十分である。今後、追加調査を行い、さらに養育不調の背景的要因に関連すると考えられる事象について挙げていくこととする。

E. 結論

里親に委託された子どもの養育をするにあたり、養育不調による委託解除になる背景的要因に関連する事象について検討するため、インタビュー調査を行った。9世帯10名の里親が調査に参加した。

その結果、5名の里親に委託された子どもたちは、愛着障害、自閉症スペクトラムや注意欠陥多動性障害等の診断があり、暴力、盗癖、家族との関係構築の困難さ等の対応困難な行動上の問題があった。委託される前の児童相談所による子どものアセスメントや養育者のアセスメントに基づく養育の目的や目標の説明やマッチング時の交流が不十分であることが示唆された。また、児童相談所、フォスタリング機関等の継続的な里親支援体制が築かれていない里親が4世帯認められた。また、里親が養育に困難を抱えていても、相談することによってき解決できている家族は認められなかった。委託されている子どもたちは、様々な診断と行動上の問題が示さ

れていたが、9世帯中6世帯は子どもへの治療的かつ継続的な支援は受けていなかった。

児童相談所による子どもへの適切なアセスメントがなされておらず、養育の困難さの可能性が適切に予測されていないため、委託前の不十分な準備が生じると考えられる。その不十分な準備は、チーム養育の重要性が里親に認識されていないことにも関連していると考えられる。養育が困難になるが、里親は支援を受けられておらず、子どもの行動上の問題に対して効果的に改善するかかわりをする事ができず限界を迎え、委託解除を要請することとなっていることが多かった。

子どもや里親のアセスメントの不足や、委託前から始まるチーム養育体制の構築への意識の不足が、養育不調による委託解除の背景的要因となっていると考えられる。

引用文献

- 1 Konijn, C., Admiraal, S., Baart, J., van Rooij, F., Stams, G.J., Colles, C., Lindauer, R., Assink, M. Foster care placement instability: A meta-analytic review. *Children And Youth Services Review*, 96, 483-499, 2018.
- 2 厚生労働省子ども家庭局 厚生労働省社会援護局障害保健福祉部: 児童養護施設入所児童等調査の概要(平成30年2月1日現在). <https://www.mhlw.go.jp/content/11923000/001077520.pdf>, 2020.
- 3 山本知加・尾崎仁美・沼谷直子・藤澤陽子・松原秀子・西澤哲 『虐待を受けた子どものチェックリスト(ACBL-R)』標準化の試み 子どもの虐待とネグレクト 10 (1), 124-136, 2008.
- 4 引土達雄, 水木理恵, 柳楽明子ら: 医療機関による支援に関する里親へのニーズ調査. *小児の精神と神経* 56(4): 361-374, 2017.
- 5 引土達雄・柳楽明子・前川暁子・辻井弘美・若松亜希子・水木理恵・奥山眞紀子: 里親養育不調の危機とその回避のプロセス—医療機関における里子・里親支援のあり方の検討の試み—, *小児の精神と神経*, 2019, 59巻, 第3号, p.253-p.264.
- 6 Oswald S.H., Heil K., & Goldbeck L.. History of Maltreatment And Mental Health Problems in Foster Children : A Review of the Literature. *Journal of Pediatric And Psychology*, 35, 462-472, 2010.
- 7 こども家庭庁: 社会的養育の推進に向けて. file:///C:/Users/hikitsuchi/Downloads/20250414_policies_shakaiteki-yougo_130.pdf.
- 8 Rutter, M. And the English And Romanian Adoptees (ERA) study team. Developmental Catch-up, And Deficit, Following Adoption After Severe Global Early Privation. *Journal of Child Psychology And Psychiatry*, 39(4), 465-476, 1998.
- 9 Nelson, C. A., Fox N. A. & Zeanah, C. H.. Romania's abandoned Children: Deprivation, Brain Development, And the Struggle for Recovery. Cambridge : Harvard University Press, 2014.
- 10 引土達雄・羽田 紘子・水木理恵・山本映絵・柳楽明子・辻井弘美・前川暁子・若松亜希子・中野三津子・水本深喜・奥山 眞紀子: 心理職—医師の協働による里親家庭の包括的アセスメントに基づく里親支援プログラムに関するパイロットスタディ *小児の精神と神経*, 60巻, 第2号, p.173-p.188, 2020.
- 11 Pat Beesley Making good Assessments—A PRACTICAL RESOURCE GUIDE, Co ramBAAF ADOPTION & FOSTERING, 2020.(ビーズリー, P. (監訳) 引土達雄・三輪清子・山口敬子・御園生直美: 養親・里親の

認定と支援のためのアセスメント・ガイドブック——パーマネンシーの視点から養子や里子の人生に寄り添うためのヒント, 明石書店, 2023年10月)

12 御園生直美 里親家庭における里親と子どもの適応過程とその支援. 相澤仁・上鹿渡和宏・御園生直美編 シリーズみんなで育てる家庭養護4 里親・ファミリーホーム・養子縁組中途からの養育・支援の実際 子どもの行動の理解と対応, P31-P47, 明石書店, 2021.

13 Vera, I. Fahlberg A Child's Journey through Placement Perspective Press, 1990. (ヴェラ・I・ファールバーグ(著), 御園生直美・引土達雄・岩崎美奈子・上鹿渡和宏(監訳):『社会的養護におけるこども支援テキストブック:こどもが育つ旅路をともしに』誠信書房 2024年6月)

14 Greiner, M.V., Ross, J., Brown, C. M., Beal, S. J., & Sherman, S. N. : Foster Caregivers' Perspectives on the Medical Challenges of Children Placed in Their Care: Implications for Pediatricians Caring for Children in Foster Care. Clinical Pediatrics, 54(9), 853–61, 2015.

15 里親養育における乳幼児の理解と支援:乳幼児観察から「ウォッチ・ミー・プレイ!」の実践へ ジェニファー・ウェイクリン(著), 御園生 直美(翻訳), 岩崎 美奈子(翻訳)

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

表1 調査協力家庭一覧表

協力家庭	里親の年齢	性別	家族状況	里親の種類	実子の有無	これまでの受託人数	委託時と委託解除 児の里子の学年	里子の性別	保護の理由	里子の主な問題	医学的診断	知能検査	フォスタリング機関 からの継続的支援	里子への児相・フォ スタリング機関から の継続的支援
A	50代	女	里父:正社員、 里母:非正規による雇用	養育里親	有	1人	就学前～高校生	女	父母の未婚、養育拒否	盗癖・過食	注意欠陥多動性障 害・自閉症スペク ラム障害	受けたが結果は知ら されていない	無	無
B	50代	女	里母:非正規による雇用、 里母の夫:正社員、里親登 録なし	養育里親	無	3人	就学前～就学前	男	ネグレクト、保護者の死亡、 児童の問題による監護困 難、	知的障害・他児との里 母の取り合い	(委託後に判明)知 的障害・注意欠陥 多動性障害・脱抑 制性愛着障害	田中ビネーV IQ61～70	無	無
C	40代	男	里父:正社員、里母:専業主 婦	養育里親・養 子縁組里親	無	0人	就学前～就学前	男	保護者の放任もしくは怠惰、 母の虐待もしくは酷使	夜尿・里親との関係構 築の困難さ	なし	WISC IQ71～80	有	無
D	50代	女	里父:正社員、里母:非正規 による雇用	養育里親・専 門里親	有	6人	就学前～就学前	女	保護者の精神疾患、母の虐 待もしくは酷使、児童の問題 による監護困難	多動衝動性・保育園で の暴力・里親との関係 構築の困難さ	なし	受けていない	無	民間の支援
E	50代	女	里母:正社員による雇用、 里母の夫:正社員、里親登 録なし	養育里親	有	4人	小学校低学年～小 学校高学年	女	父母の未婚、養育拒否	里親との関係構築の 困難さ・学校で暴力を ふるう・盗癖	なし	WISC IQ91～100	有	有
F	50代	女	里母:正社員による雇用 里母の夫:里親登録なし、 里母の実母が里親登録	養育里親	有	4人	小学校低学年～小 学校高学年	男	母の虐待もしくは酷使 養育拒否	里親や実子との関係 構築の困難さ	知的障害	受けたかどうかわか らない	有	無
G	70代 70代	男 女	里父母:非正規による雇用	養育里親	有	0人	小学校低学年～中 学生	女	保護者の行方不明、父母の 離婚、父母の不和、保護者 の精神疾患、保護者の放任 もしくは怠惰、母の虐待もし くは酷使、養育拒否	嘘をつく・盗癖・里親と の関係構築の困難さ・ 里親への暴力	愛着障害	受けていない	無	無
H	50代	女	里母:非正規による雇用、 配偶者なし	養育里親	有	1人	中学生～中学生	女	児童の問題による監護困難	里親や実子との関係 構築の困難さ	注意欠陥多動性障 害・自閉症スペク ラム障害	受けたかどうかわか らない	有	無
I	40代	女	里父母:正社員による雇用	養育里親	有	0人	中学生～高校生	女	保護者との関係の悪化によ る本人の希望	里親との関係構築の 困難さ	なし	WISC IQ121～130	有	有

付録1：ヒアリング調査事前アンケート（里親）

回答日： 年 月 日 回答者：（ 里母 ・ 里父 ）

養育不調による委託解除となったお子さんお一人についてお伺いしていきます。

そのお子さんを仮にAさんとさせていただきます。

Aさんについてお答えください。

1. 性別 （ 男 ・ 女 ）

2. 委託時のご年齢 （ 歳 ヲ月）

3. 委託時の在籍について以下からあてはまるものに○をつけてください。

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1: 保育園 | 2: 幼稚園 | 3: 認定こども園 | |
| 4: 小学1年生 | 5: 小学2年生 | 6: 小学3年生 | 7: 小学4年生 |
| 8: 小学5年生 | 9: 小学6年生 | | |
| 10: 中学1年生 | 11: 中学2年生 | 13: 中学3年生 | 14: 高校1年生 |
| 15: 高校2年生 | 16: 高校3年生 | | |

4. 国籍 （ ）

5. 委託解除時のご年齢 （ 歳 ヲ月）

6. 委託解除後の措置変更先について以下からあてはまるものに○をつけてください。

- | | | | |
|------------|-----------|-------------|---------------|
| 1: 乳児院 | 2: 児童養護施設 | 3: 児童自立支援施設 | 4: 児童心理治療施設 |
| 5: 自立援助ホーム | 6: 他の里親 | 7: ファミリーホーム | 8: その他（家庭復帰等） |
| 9: わからない | | | |

7. Aさんの児童相談所による保護の理由についてあてはまるものに全て○をつけてください。

- | | | | |
|---------------------------------|----------------------|--------------|----------------------|
| 1: 保護者の死亡 | 2: 保護者の行方不明 | 3: 父母の離婚 | 4: 父母の未婚 |
| 5: 父母の不和 | 6: 保護者の拘禁 | 7: 保護者の入院 | 8: 家族の疾病の
付き添い |
| 9: 次子出産 | 10: 保護者の就労 | 11: 保護者の精神疾患 | 12: 保護者の放任
もしくは怠惰 |
| 13: 父の虐待
もしくは酷使 | 14: 母の虐待
もしくは酷使 | 15: 棄児 | 16: 養育拒否 |
| 17: 破産等の経済的理由 | 18: 児童の問題による
監護困難 | 19: 児童の障害 | |
| 20: その他（ ） | | | 21: わからない |

8. Aさんの虐待の被害についてあてはまるものに○をつけてください。

虐待被害 (あり ・ なし ・ わからない)

→「あり」の場合、その種類についてあてはまるものに全て○をつけてください。

1: 身体的虐待 2: ネグレクト 3: 性的虐待 4: 心理的虐待

9. Aさんの心身の状況についてあてはまるものに○をつけてください。

医師による医学的診断（ あり ・ なし ・ わからない ）

→「あり」の場合、その内容についてあてはまるものに全て○をつけてください。

1: 身体虚弱	2: 肢体不自由	3: 視覚障害	4: 聴覚障害
5: 言語障害	6: 知的障害	7: てんかん	8: 心的外傷後ストレス障害 (PTSD)
9: 反応性愛着障害	10: 注意欠陥多動性障害 (ADHD)	11: 学習障害 (LD)	12: 自閉スペクトラム障害 (ASD)
13: 高次脳機能障害	14: チック	15: 吃音症	16: 発達性協調運動障害
17: その他 ()			

10. Aさんの知能検査および発達検査についてあてはまるものに○をつけてください。

※覚えている範囲で構いません。

● 委託時点で A さんは検査を受けていましたか？（ はい ・ いいえ ・ わからない ）

➡「はい」の場合、委託時に受けていた検査についてお答えください。

① **WISC-IVもしくはV** (検査実施年月: 年 月)

全検査 IQ (FSIQ) についてあてはまるところに○をつけてください。

51-60	61-70	71-80	81-90	91-100	101-110	111-120	121-130
-------	-------	-------	-------	--------	---------	---------	---------

② 田中ビネー知能検査Ⅴ（検査実施年月： 年 月）

IQ 値についてあてはまるところに○をつけてください。

51-60	61-70	71-80	81-90	91-100	101-110	111-120	121-130
-------	-------	-------	-------	--------	---------	---------	---------

③ 新版 K 式発達検査 (検査実施年月: 年 月)

発達指数についてあてはまるところに○をつけてください。

41-50	51-60	61-70	71-80	81-90	91-100	101-110	111-120	121-130
-------	-------	-------	-------	-------	--------	---------	---------	---------

● 委託されてから委託解除までの間でAさんは検査を受けましたか？ （ はい ・ いいえ ）

次に、里母さんと里父さんについてお答えください。

1. 現在のご年齢

里母：（ 歳） 里父：（ 歳）

2. **Aさんが委託された時の**里親としての経験年数

里母：（ 年） 里父：（ 年）

3. **Aさんが委託された時の**委託を引き受けた子どもの数

里母：（ 人） 里父：（ 人）

4. Aさんが委託された時のご職業についてあてはまるものに○をつけてください。

里母：	1: 正社員 2: 自営業 3: パート・アルバイト等の非正規雇用 4: 無職(専業主婦を含む)
里父：	1: 正社員 2: 自営業 3: パート・アルバイト等の非正規雇用 4: 無職(専業主婦を含む)

5. Aさんが

委託された時に登録していた里親の種類についてあてはまるものに○をつけてください。

里母：	1: 親族里親 2: 養育里親 3: 専門里親 4: 養子縁組里親
里父：	1: 親族里親 2: 養育里親 3: 専門里親 4: 養子縁組里親

ご回答ありがとうございました。

インタビューではこちらにご回答いただいたお子さんについてお伺いしていきます。

よろしくお願いいたします。

付録2 インタビューガイド

里親インタビューガイド			
項目	トピック	詳細	時間（累積時間）
オープニング	自己紹介		
	録音許可	録音スタート	
	研究背景・目的の説明	「本研究では「養育不調」という状態について調べています。養育不調とは、「子どもの行動上の問題や養育者の養育上の課題の大きさにより、養育者が子どもへの対応が困難になる状況」と本研究では定義しております。 里親さんの中で養育不調による委託解除をご経験された方にお話しをお伺いし、こどもにとっても、里親にとっても、より良い里親養育支援を整えるにはどうしたらいいかを考え、今後の社会的養育を提案していく	
	同意取得	研究協力依頼書・同意説明書をお渡しし、一つずつ読み上げて説明し、質問を受け付ける	
	同意書への署名	同意書にご署名いただき、抜け漏れがないか確認して受領する	
	同意撤回の説明	同意撤回書をお渡しする（同意撤回期間は現在からインタビュー調査期間中、方法は手渡しもしくは郵送）	
	質問紙の確認	・（対面の場合）事前にご回答いただいた質問紙を提出いただく。抜け漏れがないか確認する。 ・（オンラインの場合）こちらが参照している質問紙が間違いないか確認する。	
	ヒアリング上の注意点の説明	「質問紙にてお答えいただいたお子さんについてお伺いしますが、子どもの個人情報保護の観点から、本インタビューでは名前を使わずにAさんと呼びください。ご協力のほどよろしくお願いいたします。」	
			20分
ヒアリング	里親登録された経緯についてヒアリング	・里親を知ったきっかけ ・登録しようと思った動機	
	委託される前のAさんと委託経緯について	・Aさんの実家庭の状況（実親の状況や、きょうだいしまいの有無、虐待被害等） ・Aさんの保護された経緯（質問紙の回答からより詳しくヒアリング） ・Aさんの里親委託前の措置先での暮らしぶり（例：一時保護、乳児院もしくは児童養護施設での様子等） ・里親委託に措置変更となった経緯 ・Aさんの委託を引き受けようとした経緯（家庭内でどのような話し合いが行われたか等） ・委託前の面会交流時の様子 ・委託時の様子	
	委託中のAさんと養育状況・不調について	・里親家庭でAさんはどのように生活をしていたか ・医師による医学的診断を受けたと質問紙で回答があった場合、その時期と受診経緯について ・委託時の検査について（いつ知ったか、なんと説明を受けたか等） ・その後も検査を受けたと質問紙で回答があった場合、その経緯と結果について ・養育上どのような困難があったか、大変だったことはなにか ・その困難についてどのように対処していこうとしたか ・家族で協力して対処することができたか ・児相との協働性 ・フォスタリング機関からの支援	
	委託解除に至った経緯	・どうして委託解除となったか、もしくは委託解除となった理由をなんだと理解しているか ・委託解除直後のお気持ちについて	
	里親養育をよりよくしていくための展望・要望	・どのようなサポートがあればより対処できたと思うか ・どのようなサポートもしくは関わりが支えとなっていたか ・その他どのような支援を求めているか	
			1時間～2時間
クロージング	インタビュー協力への感謝と質問受付		
	データ使用の見通し・許可	ホームページへの掲載、個人情報の保護などについて改めて説明し、再度口頭で許可をいただく（同意撤回の機会を直後に1度設けるため）	
	謝礼のお渡しと受領書の記入	謝礼をお渡しし、受領書をご記入いただく	
	録音停止 見送り		1時間～2時間